

地震災害対策計画編

目 次

第1編 総 則	1
第1章 計画の目的	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	2
第3節 計画の構成	3
第4節 計画の修正	3
第2章 社会的条件	4
第3章 被害想定及び減災効果	5
第1節 基本的な考え方	5
第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果	5
第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	9
第1節 防災の基本理念	9
第2節 重点を置くべき事項	9
第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	10
第1節 実施責任	10
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	10
第2編 災害予防	14
第1章 防災協働社会の形成推進	14
第1節 防災協働社会の形成推進	14
第2節 自主防災会・消防団・ボランティア・NPOとの連携	15
第3節 企業防災の促進	16
第2章 建築物等の安全化	17
第1節 建築物の耐震推進	17
第2節 交通関係施設等の整備	19
第3節 ライフライン関係施設等の整備	22
第4節 文化財の保護	29
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	29
第3章 都市の防災性の向上	30
第1節 建築物の耐震不燃化の促進	30
第2節 ブロック塀の倒壊及び看板等の落下物の防止	31
第3節 防災施設等整備	31
第4章 液状化対策・土砂災害等の予防	35
第1節 土地利用の適正誘導	35
第2節 液状化対策の推進	35
第3節 宅地造成の規制誘導	36
第4節 被災宅地危険度判定の体制整備	36
第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	36
第6章 避難行動の促進対策	37
第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	38
第8章 火災予防・危険性物質の防災対策	39

第 1 節	火災予防対策に関する指導	39
第 2 節	消防力の整備強化	40
第 3 節	危険物施設防災対策	40
第 9 章	広域応援・受援体制の整備	41
第 10 章	救護・救援対策	42
第 11 章	防災訓練及び防災意識の向上	43
第 1 節	防災訓練の実施	43
第 2 節	防災のための意識啓発・広報	45
第 3 節	防災のための教育	47
第 4 節	防災意識調査及び地震相談の実施	47
第 12 章	時間差発生を考慮した予防対策	48
第 13 章	震災に関する調査研究の推進	49
第 3 編	災害応急対策	50
第 1 章	活動態勢（組織の動員配備）	50
第 1 節	災害対策本部の設置・運営	50
第 2 節	災害救助法の適用	54
第 2 章	避難行動	57
第 1 節	地震情報等の伝達	57
第 2 節	避難情報	61
第 3 章	災害情報の収集・伝達・広報	63
第 1 節	被害状況等の収集・伝達	63
第 2 節	通信手段の確保	63
第 3 節	広報	63
第 4 章	応援協力・派遣要請	64
第 1 節	南海トラフ地震の発生時における広域受援	64
第 5 章	救出・救助対策	65
第 6 章	消防活動・危険性物質対策	65
第 1 節	消防活動	65
第 2 節	危険物施設対策計画	68
第 7 章	医療救護・防疫・保健衛生対策	69
第 8 章	交通の確保・緊急輸送対策	69
第 1 節	道路交通規制等	69
第 2 節	鉄道施設対策	70
第 3 節	緊急輸送手段の確保	71
第 9 章	浸水対策	72
第 10 章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	73
第 1 節	帰宅困難者対策	73
第 11 章	水・食品・生活必需品等の供給	74
第 1 節	給水	74
第 2 節	救援物資の受入れ・供給システム	75
第 12 章	環境汚染防止及び地域安全対策	76
第 1 節	環境汚染防止対策	76

第 2 節	地域安全対策	77
第 1 3 章	遺体の取扱い	78
第 1 4 章	ライフライン施設等の応急対策	79
第 1 節	電力施設対策	79
第 2 節	ガス施設対策	80
第 3 節	L P ガス（プロパンガス）施設対策	81
第 4 節	上水道施設対策	82
第 5 節	下水道施設対策	83
第 6 節	通信施設の応急措置	83
第 7 節	郵便業務の応急措置	83
第 8 節	ライフライン施設の応急復旧	83
第 1 5 章	住宅対策	84
第 1 節	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定	84
第 2 節	被災住宅等の調査	84
第 3 節	公共賃貸住宅等への一時入居	85
第 4 節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	85
第 5 節	住宅の応急修理	87
第 6 節	障害物の除去	88
第 1 6 章	学校等における対策	89
第 1 7 章	応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出	89
第 1 8 章	義援金品等の募集・受付・配分	89
第 1 9 章	大規模地震が時間差で発生した場合の対策	90
第 2 0 章	二次災害の防止	91
第 4 編	災害復旧・復興	94
第 1 章	復興体制	94
第 2 章	公共施設災害復旧対策	94
第 3 章	災害廃棄物処理対策	94
第 4 章	震災復興都市計画の手続き	95
第 1 節	第一次建築制限	95
第 2 節	第二次建築制限	96
第 3 節	復興都市計画事業の都市計画決定	96
第 5 章	被災者等の生活再建等の支援	97
第 6 章	商工業・農林水産業の再建支援	97
第 5 編	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	98
第 1 節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	98
第 2 節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	98
第 3 節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	101
第 6 編	東海地震に関連する事前対策	104
第 1 章	対策の意義及び東海地震に関する情報	104
第 1 節	東海地震に関連する事前対策の意義	104
第 2 節	東海地震に関連する情報	104

第2章 地震災害警戒本部の設置等	108
第1節 地震災害対策本部の設置等	108
第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達	109
第3節 警戒宣言発令時の広報	110
第4節 警戒宣言発令後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	112
第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	113
第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保	113
第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	114
第4章 発災に備えた直前対策	117
第1節 避難対策	117
第2節 消防、浸水等対策	118
第3節 社会秩序の維持対策	119
第4節 道路交通対策	120
第5節 鉄道	121
第6節 バス	122
第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	123
第8節 生活必需品の確保	123
第9節 金融対策	124
第10節 郵便事業対策（日本郵便株式会社）	124
第11節 病院・診療所	125
第12節 緊急輸送	125
第13節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	126
第5章 市が管理又は運営する施設等に関する対策	127
第1節 道路	127
第2節 河川	128
第3節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	128
第4節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する事項	130
第5節 工事中の建築物等に対する措置	131
第6章 他機関に対する応援要請	132
第1節 防災関係機関への応援要請等	132
第2節 自衛隊の地震防災派遣	132
第7章 自主防災活動	134
第8章 市民のとりべき措置	136
第1節 家庭においてとりべき措置	136
第2節 職場においてとりべき措置	137
第3節 要配慮者に対してとりべき措置	137

地震災害対策計画編

第1編 総 則

第1章 計画の目的

「南海トラフ地震臨時情報」の発表時において本市が実施する防災対応等について

東海地震について、国は大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言後に実施される確度の高い地震予測を前提とした対策を想定していたが、現在の科学技術では地震を予測することは困難であるとして、平成29年11月1日から「東海地震に関連する情報」（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の発表は行わず、南海トラフ地震が発生する可能性が高まった場合に「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する運用を開始したが、令和元年5月31日から「南海トラフ地震に関連する情報」にかえて「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の情報発表が開始された。

これらのことを踏まえ、この情報に対する本市の防災対応は、「南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応」及び「東海地震に関連する情報」に対応した「地震災害対策計画編」で定めている防災対応に準ずるものとする。

なお、この対応については、国及び愛知県の運用等に応じて適宜見直しを行う。

第1節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、北名古屋市防災会議が市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な地震災害に対処するため、北名古屋市の地域にかかる事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、市及び防災関係機関の相互援助のもとに所掌事務及び業務を明確にするとともに、地域住民の協力と市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって被害を最小限に軽減し、もって市民のかけがえのない生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

また、この計画の目的を遂行するため、次の事項に関する基本的な内容について定める。

1 市及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

2 地震災害の予防応急対策及び復旧に関する計画

第2節 計画の性格

1 地域防災計画（地震災害対策計画）

(1) 北名古屋市地域防災計画は、「風水害等災害対策計画編」、「地震災害対策計画編」及び「原子力災害対策計画編」の各計画と「附属資料編」をもって構成するものとし、水防法に基づく「北名古屋市水防計画」とも十分な調整を図る。本計画は、地震災害に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおける基本的な大綱を示すものである。

(2) 市民の生命、身体及び財産を守るため、各防災関係機関がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

(3) 平成23年3月に発生した東日本大震災、平成28年4月に発生した熊本地震などの大規模地震によって、従来の防災対策に関する様々な問題が明らかになった。

東海・東南海・南海地震の三連動地震の発生により、大きな被害が予想されている北名古屋市においても、これらの教訓を踏まえ、市の地震対策に反映させるとともに、この計画についても必要な修正を行っていくものとする。

2 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域の地方公共団体は地域防災計画において、

(1) 南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

(2) 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

(3) 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項

(4) 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項

(5) 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では、南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいるが、本計画においては第2編「災害予防」、第3編「災害応急対策」及び第5編「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」で定める。

〔南海トラフ地震防災対策推進地域〕

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として指定された地域は、県内の全市町村（平成26年3月28日現在）である。

〔南海トラフ地震防災対策特別強化地域〕

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第10条第1項に基づき、推進地域のうち特別強化地域として指定された地域は、次の3市町（平成26年3月28日現在）である。

豊橋市、田原市、南知多町

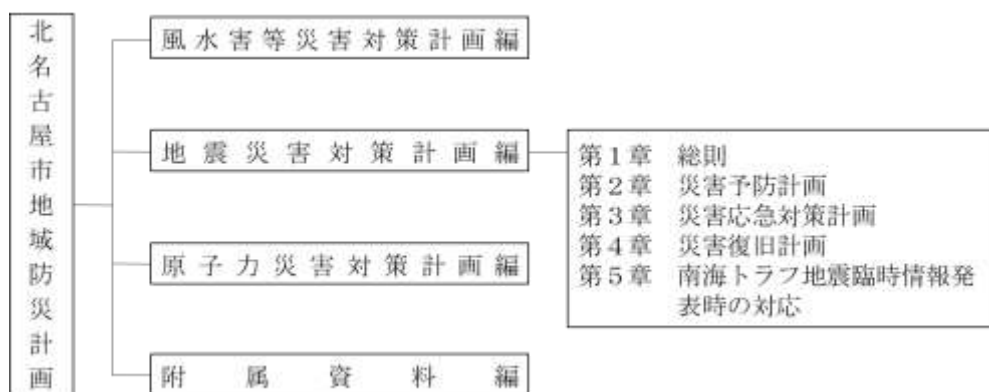
3 他の計画との関係

この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靱化基本計画」及び「愛知県地域強靱化計画」を指針とするものとする。

第3節 計画の構成

災害対策は、「災害を予防し」、「事に臨んで対処し」、「事後の復旧に努める」ことの3本の基本を柱に本計画を構成する。

《北名古屋市地域防災計画の体系図》



※ 附属資料編 第7参考 1 北名古屋市防災会議条例

第4節 計画の修正

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という国内観測史上最大の規模となる地震により、東日本各地に未曾有の被害をもたらしたところである。

今回の地震は、近い将来南海トラフ地震の発生により、大規模な被害が予想されている北名古屋市においても、従来の防災対策を見直す大きな転機としなければならない。

そこで、この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

第2章 社会的条件

地震災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが、同時複合的に発生することが特徴である。

社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。第一は、土地利用の変化により、ビルの高層化及び大規模宅地造成や埋め立てによる住宅団地の形成が進んだことである。これらは災害時における被災人口の増大と火災の多発、延焼地域の拡大の危険性を高めている。

また、急速な高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大等、要配慮者の増大も被害状況を多様化している。

第二に、人々の生活様式の変化により、電力、ガス、上下水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっていることである。これらの施設は、災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するばかりか、二次災害の危険性も含んでいる。また、行政機関においてもその依存度は高く、場合によっては、初動体制への影響も考えられる。

第三は、自動車、鉄道等の高速交通機関の発達である。

自動車は、それ自体から出火したり、火災の延焼拡大の媒体となることが考えられるが、それよりも大量の自動車によって引き起こされる交通混乱が被害を著しく拡大することが予想される。

一方、高速大量輸送機関である鉄道の発展により利便性は増大したが、大地震による被害の危険性も増大している。

第四に、コミュニティ意識の低下である。

地震災害を最小限に食い止めるためには、「自分の家やまちは自分で守る。」という一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災会の育成等の地域における災害文化の形成が欠かせないものである。

このように急速な社会的条件の変化によって、地震による被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化し、同時複合的な現れ方をするものと考えられるが、現状ではこうした新しい災害要因への対応は、決して満足すべき状態にあるとはいえない。

したがって、こうした条件変化に最大限の努力をすると同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及活動を不断に続けていくことが必要である。

第3章 被害想定及び減災効果

第1節 基本的な考え方

本市に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型大地震と内陸型大地震があるが、それらの発生の危険性、予測される被害量や被害の様相、更には地震対策の方向性について、県からの調査研究を基に、本計画における災害予防計画、災害応急対策計画、東海地震に関する事前対策、災害復旧対策計画等の具体的な策定・修正に際しての参考とする。

第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果

東海地震を想定した被害予測調査については、県が平成4年度から平成6年度までの3年間で実施しており、その調査結果は各方面で地震防災対策の基礎資料として活用されてきた。

また、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大地震以降、地震による被害の特徴についての研究がなされ、新たな被害予測についての知見が得られている。

さらに、平成23年3月11日に発生し、戦後最大の甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に南海トラフ地震の検討体制が設けられ、発生時期の予測可能性に関する科学的知見の収集・整理等が行われた。愛知県においても、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として、平成23年度から平成25年度の3年間で東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査が実施され、主に海溝型地震に関して、ハザードの予測（地震動、液状化、津波等）、被害予測（建物被害、人的被害、ライフライン被害等、経済被害額）の部分について取りまとめた「平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」を平成26年5月に公表した。

調査報告の内、本市にかかる被害想定を以下に示す。

1 調査対象とした地震・津波

(1) 「過去地震最大モデル」

- 南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルである。
- 本県の地震・津波対策をすすめる上で軸となる想定として位置づけられるものであり、「理論上最大想定モデル」の対策にも資するものである。

(2) 「理論上最大想定モデル」

主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波について想定したモデル。

- 南海トラフで発生するおそれのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。（※国が平成24年8月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」。）
- 県の地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で補足的に参照するものである。

2 被害想定

【震度】

	最小震度	最小震度 (震度階)	最大震度	最大震度 (震度階)
過去地震最大 モデル	5.3	5強	5.7	6弱
最大想定モデル (陸側ケース)	5.6	6弱	6.2	6強
最大想定モデル (東側ケース)	5.2	5強	6.2	6強

【液状化】

	PL最大値	液状化 危険度
過去地震最大 モデル	35.4	大
最大想定モデル (陸側ケース)	51.6	大
最大想定モデル (東側ケース)	47.6	大

【全壊・焼失棟数（冬夕18時発災）】

	地震モデル	揺れ	液状化	浸水・ 津波	急傾斜地 崩壊等	火災	合計
北 名 古 屋 市	過去地震最大 モデル	約50	約100	*	*	約20	約200
	最大想定モデル (陸側ケース)	約500	約100	*	*	約1,300	約2,000
	最大想定モデル (東側ケース)	約400	約100	*	*	約800	約1,400
愛 知 県	過去地震最大 モデル	約 47,000	約 16,000	約 8,400	約600	約 23,000	約 94,000
	最大想定モデル (陸側ケース)	約 242,000	約 16,000	約 22,000	約700	約 101,000	約 382,000
	最大想定モデル (東側ケース)	約 185,000	約 16,000	約 25,000	約500	約 69,000	約 296,000

【死者数（冬深夜5時発災、早期避難率低の場合）】

		建物倒壊		浸水・津波			急傾斜地崩壊等	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計
		うち 屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	うち 自力脱出困難	うち 逃げ遅れ						
北名古屋市	過去地震最大モデル	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	最大想定モデル（陸側ケース）	約30	*	*	*	*	*	*	*	約30
	最大想定モデル（東側ケース）	約20	*	*	*	*	*	*	*	約20
愛知県	過去地震最大モデル	約2,400	約200	約3,900	約800	約3,100	約50	約90	*	約6,400
	最大想定モデル（陸側ケース）	約14,000	約1,000	約13,000	約5,500	約7,100	約70	約2,400	*	約29,000
	最大想定モデル（東側ケース）	約9,900	約800	約10,000	約2,900	約7,200	約50	約1,700	*	約2,200

【ライフライン機能支障（発災1日後；冬夕18時発災）】

	上水道	下水道	電力	固定電話	携帯電話	都市ガス	LPガス
	断水人口（人）	機能支障人口（人）	停電軒数（軒）	不通回線数（回）	停波基地局率（%）	復旧対象戸数（戸）	機能支障世帯数（世帯）
過去地震最大モデル	約81,000	約22,000	約37,000	約11,000	80	*	約500

【避難者数等】

	避難者数（人） （冬夕18時発災）			帰宅困難者数（人） （昼12時発災）	災害廃棄物等（千トン） （冬夕18時発災）
	1日後	1週間後	1ヶ月後		
過去地震最大モデル	約1,100	約16,000	約26,000	約6,000 ～ 約6,900	約25

陸側ケース・東側ケース：「南海トラフの巨大地震モデル検討会」による地震ケース（5通り）の内、陸側ケース及び東側ケース

*：被害わずか

想定条件：風速5m/s

※ 附属資料編 第2災害 3地震災害 (3)被害想定 計測震度分布図

※ 附属資料編 第2災害 3地震災害 (3)被害想定 液状化危険度分布図

第4章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%～80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市をはじめとする各防災関係機関は、「第3章 被害想定及び減災効果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災会、ボランティア等と一体となって取組みをすすめていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は「風水害等災害対策計画編 第1編 第2章 第1節 防災の基本理念」に示すとおりである。

第2節 重点を置くべき事項

1 地震災害時の重点を置くべき事項

「風水害等災害対策計画編 第1編 第2章 第2節 重点を置くべき事項」を準用するが、地震災害に対しては、防災基本計画及び「第3章 被害想定及び減災効果」を踏まえ、特に揺れ対策の充実に関する次の事項に重点を置くことが必要である。

- (1) 地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難等に必要道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。
- (2) 上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進すること。

第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

※ 附属資料編 第7参考 9行政機関等

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 北名古屋市

- (1) 災害予警報をはじめとする災害に関する情報（南海トラフに関連する情報等を含む。）の収集伝達
- (2) 災害による被害状況の調査及び報告
- (3) 災害広報（南海トラフに関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）
- (4) 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
- (5) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置についての指示、要請又は勧告
- (6) 避難の指示
- (7) 被災者の救助、要配慮者の支援
- (8) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (9) 消防活動及び浸水対策活動
- (10) 被災児童・生徒等に対する応急教育
- (11) 緊急車両の通行を確保するための道路啓開
- (12) 公共土木施設、農地等の防災対策並びに災害復旧
- (13) 農作物に対する応急措置
- (14) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設、設備の整備
- (15) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査
- (16) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持
- (17) 自主防災会の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備
- (18) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及
- (19) 被災建築物・宅地の危険度判定活動
- (20) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認

2 愛知県

- (1) 災害予警報をはじめとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達
- (2) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）
- (3) 避難場所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
- (4) 地震防災応急対策について、市町村長に指示し、又は、他の市町村長に応援の指示
- (5) 避難の指示を代行
- (6) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整
- (7) 災害救助法に基づく被災者の救助
- (8) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (9) 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整
- (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育
- (11) 緊急車両の通行を確保するための道路啓開
- (12) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災並びに災害復旧
- (13) 農作物に対する応急措置
- (14) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付
- (15) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備
- (16) 救助物資、化学消火薬剤等必要機材の供給又は調達もしくはあつせん
- (17) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査
- (18) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言
- (19) 自衛隊の災害派遣要請
- (20) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保
- (21) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境の整備
- (22) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及
- (23) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握
- (24) 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整及び応急仮設住宅の設置
- (25) 被災者生活再建支援法に基づく、被災世帯に対する支給金の支給
- (26) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認

3 愛知県警察

- (1) 災害時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進
- (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備
- (3) 津波に関する予警報の伝達
- (4) 被害実態の早期把握と情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達
- (5) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去
- (6) 避難の指示又は警告及び誘導
- (7) 人命救助
- (8) 行方不明者の捜索及び遺体の検視
- (9) 災害時等における交通秩序の保持
- (10) 警察広報
- (11) 災害時における各種犯罪の取締り
- (12) 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力
- (13) 緊急輸送の確保のための車両通行の禁止・制限
- (14) 緊急通行車両等の事前審査及び確認

4 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

各機関の公共又は公益的業務に応じた防災上必要な活動

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 産業経済団体（農業協同組合及び商工会等）
被害調査、対策指導並びに必要資機材及び融資のあっせんの協力
- (2) 土地改良区
各土地改良区が管理する農業用施設、その他農地の保全又は利用上必要な施設の補強、改良若しくは廃止及び災害復旧
- (3) 日本赤十字社愛知県支部北名古屋市地区
被災者の救護活動、非常炊出し等、北名古屋市災害対策本部の実施する災害応急対策への協力
- (4) 北名古屋市消防団（水防団）
災害対策本部の実施する災害応急及び復旧処理、社会秩序維持等への協力
- (5) 西春日井広域事務組合
人命救助、消防活動等、及び消防力強化のための消防通信指令事務の共同運用と尾張中北消防指令センター整備の推進
- (6) 自主防災会等
地域における被害調査、警報の伝達、情報の共有、被災者等（要配慮者）の救助、物資の配給、保健衛生等の応急措置、応急復旧の業務への協力
- (7) 文化、厚生、社会団体
社会福祉協議会、女性の会及び赤十字奉仕団等の被災者の救助活動及び義援金品の募集等への協力
- (8) 企業

災害応急措置の実施、市、県その他の防災関係機関の防災活動への積極的な協力

(9) 金融機関

現地における災害の実情、資金の需給状況等の把握、関係機関と連絡協調による必要に応じた適切な金融上の措置

(10) 医療機関

医療並びに助産活動及び防疫その他保健衛生活動への協力

(11) 危険物施設の管理者

防災管理上必要な措置の実施、防災活動への協力

(12) 公共施設の管理者その他重要な施設の管理者

防災管理上必要な施設の準備・管理、避難・誘導等の措置の実施、防災活動への協力

第2編 災害予防

巨大なエネルギーをもつ地震の発生を防止することは不可能であると考えられるが、その被害を軽減することは可能である。そのためには、震災に関する基礎的な調査研究の推進、各分野における長期的な地域づくりの中での地震対策に対する取り組みが必要である。

大規模な地震災害では、様々な災害が同時に、広域的に多発するのが特徴であるが、特に近年の都市部への人口集中に伴い、ビルの高層化やライフライン施設等の高度集積化等により、災害要因は一層多様化し、その危険性は著しく増大しているのが現状である。

こうした地震災害に対しては、県の地震予知や被害想定の実施のほか、具体的な予防対策や応急復旧対策について総合的な地震防災対策の実施に結びつけていくことが重要である。

また、地域住民への防災広報活動の充実を図っていくことも大切である。

本章においては、こうした観点から各関係機関の災害予防に関する計画を明らかにしようとするものである。

第1章 防災協働社会の形成推進

第1節 防災協働社会の形成推進

「風水害等災害対策計画編 第2編 第1章 第1節 防災協働社会の形成推進」を準用するが、大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。

また、「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、すべての市民、事業者、団体が、防災に関するこの基本的責務を有する。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。

1 市民の責務

- (1) 「自らの身の安全は自ら守る」を基本とし、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。
- (2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努める。
- (3) 災害時には、初期消火、近隣の負傷者の救助や避難行動要支援者の支援、緊

急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市が行っている防災活動に協力する等、防災への寄与に努めなければならない。

2 愛知県地震防災推進条例に基づく防災協働社会の形成推進

地震災害は突発的に発生するものであり、初期消火や救助等、地震発生直後の対策における自助、共助が果たす役割は極めて大きく、その後の生活環境維持も含め、行政だけでは時間的にも量的にも限界があり、極めて困難な状況が予想される。

そのため、災害に強い社会を目指すため、「愛知県地震防災推進条例」（平成16年4月1日施行）に基づき、県、市、県民、事業者、自主防災会、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を推進する。

第2節 自主防災会・消防団・ボランティア・NPOとの連携

「風水害等災害対策計画編 第2編 第1章 第2節 自主防災会・消防団・ボランティア・NPOとの連携」を準用する。

ただし、地震災害については、次の事項に努める。

1 事業所に対する指導

地震時においては、建物の破損のほか、火災の発生、危険物の流出等二次災害の危険がある。事業所が使用する火気及び危険物等は一般の家庭よりも大量であり、発災の危険性はより大きい。

このため、各事業所が出火防止、危険物等の保安確保、避難対策等の指導を徹底し、防災体制の強化に努めるよう指導する。

(1) 自主防災体制の確立

消防法第14条の2の規定に基づく予防規定の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、消火、避難等の訓練の実施及び消防用施設等の点検、整備、従事者に対する防災教育を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、排出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

(2) 危険物等の保安確保

石油類等の危険物等を保有する事業所における発災を防止するため消防法の規定による予防査察を強化し、自主保安体制の確立、従業者の保安教育等危険物に対する取扱者の資質向上に努める。

第3節 企業防災の促進

「風水害等災害対策計画編 第2編 第1章 第3節 企業防災の促進」を準用する。

ただし、地震災害については、次の事項に努める。

1 事業者の責務

事業者は、災害時の事業者の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施する等、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めなければならない。

第2章 建築物等の安全化

第1節 建築物の耐震推進

1 基本方針

現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、耐震性は多様な要素が複雑に係わりあって定まるものであり、これを十分確保したはずの建築物が巨大地震により被害を受けた例も記憶に新しい。

これらの教訓からより強い地震を想定して、防災上重要な建物となる公共施設は、発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように努める必要がある。

そこで、地震発生時の避難・救護・応急対策活動の拠点となる施設をはじめとする、既存建築物の耐震性の向上を図るため、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。

特に地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。

また、大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。

2 対策

(1) 耐震改修促進計画

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」では、学校、病院、百貨店、事務所等不特定多数の人が利用する大規模な建築物等の既存耐震不適格建築物に耐震診断結果の報告義務及び、多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適格建築物に耐震診断・改修の努力義務を課している。

これらの建築物については、必要な耐震診断・改修を行うよう建築主に対して、パンフレット等により普及・啓発を図り、適正な施行に努めることとする。

また、既存不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度の適正な施行に努める。

さらには、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けるとともに報告期限を定める。

(2) 公共建築物の耐震性の確保・向上

ア 防災上重要な建築物の耐震性の確保

市は、これらの対策活動を円滑にすすめるため、庁舎・小中学校等の防災拠点となる公共施設を「防災上重要な建築物」とし、耐震診断を実施し、各施設の耐震性の確保について数値目標を設定する等、計画的かつ効果的に実施し、災害時の施設機能停止・低下の回避に努める。

特に、災害時の拠点となる市の庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるように改修する。

イ その他建築物の耐震性の確認

防災上重要でない建築物といっても市民の生命・財産に重大な影響を与える建築物も多いことから、既設建築物についても昭和56年度制定の新耐震設計基準を踏まえ、重要建築物に準じ耐震性の確保に努める。

(3) 一般建築物の耐震性促進及び減災の推進

一般建築物については、建築基準法及び同法の施行令により種々の構造基準が規定されているが、小規模な建築物については、構造計算による地震に対する安全性の確認まで義務付けされていない。

また、老朽化や地盤沈下等により地震の被害を受けやすい建築物は、早急に補強する必要がある。

これらの一般建築物の耐震性に関する意識を高めるため、耐震工法や補強方法等の技術知識等を広く普及・啓発するとともに、住宅地震相談の充実や耐震診断員の養成等に努める。

なお、随時、旧基準木造住宅を対象に実施する耐震診断を誘導、支援し、国、県、建築関係団体との連携のもとに、耐震診断及び耐震化の促進に努める。

ア 一般住宅相談

一般住宅所有者が必要に応じ耐震診断・耐震改修等を行い、対策を講じるよう普及・啓発に努める。

イ 高層建築物の指導強化

高層建築物は、近年急激に増加している。これら対象物については、発災時における危険が極めて高い。

そこで、市では不特定多数の人が出入りする大規模建築物や高層マンションの管理者に防災訓練の実施を呼びかけ、西春日井広域事務組合においては、消防施設等の設置及び維持管理についての予防査察の強化に努める。

3 応急危険度判定の体制整備

(1) 応急危険度判定士の養成等

市は、県や愛知県建築物地震対策協議会と協力して、建築士等を対象に判定士養成講習会を実施し、判定士の養成に努める。

(2) 愛知県建築物地震対策推進協議会による相互支援体制の推進

市及び建築関係団体は、震災時における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会を通じて、県下市町村相

互の支援・判定体制の確立に努める。

(3) 応急危険度判定支援本部からの支援

県が設置する応急危険度判定支援本部による応援判定士の派遣等の支援等を受ける。

第2節 交通関係施設等の整備

1 基本方針

道路、河川、鉄道等各種公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

これら公共施設の地震による被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、その破壊による機能麻痺が人心に与える影響は大きく、災害の拡大を招くことが十分想定される。

したがって、これら公共施設について、震災後、直ちに機能回復を図ることはもちろんであるが、事後の応急復旧よりも、事前の予防措置を講じることの方が、はるかに重要かつ有効なものである。このため、各施設に耐震性を備えるよう設計指針を検討するとともに、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずるものとし、断水・停電等の被害が広域に渡ることを防止し、信頼性の向上を図る。

2 道路施設

(1) 方針

地震により道路・橋梁等が被災することは、震災時における市民の避難、消防、医療活動、緊急物資の輸送活動等に困難をもたらす。それに対処するため、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、「災害に強い道路ネットワークの整備」、「道路橋等の耐震性の向上」、「ライフライン共同収容施設の整備」、「情報ネットワークの整備」を推進する。

また、災害応急活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路の整備に努める。

(2) 対策

ア 道路の整備

本市において予想される道路の被害としては、軟弱地盤による路面の亀裂、沈下等が想定される。これらについては、定期的に点検を実施し、必要に応じ速やかな対策を実施する。

イ 橋梁の整備

橋梁の被害としては、橋脚、橋台の移動、転倒等による被害、これに伴う上部工の二次的被害、支持地盤力の低下による被害、あるいは橋座、支承部の被害等が想定される。

橋梁については、随時計画的に耐震診断及び点検等を実施しているが、耐震診断結果を踏まえ、耐震対策を必要とするものについて、緊急度の高いも

のから補修対策の推進に努める。

ウ 応急復旧作業のための事前措置

市は、管理する道路について区間を定め、道路巡視及び路面の亀裂段差等小規模な応急復旧作業について、市内の土木業者と基本協定を締結し、業者が所有する復旧資材、機械及び作業要員について、保有場所や保有量を調査し実態把握に努める。

また、市内だけでの応急復旧資機材等の調達は、困難が予想されるため、災害応援に関する協定に基づく隣接市町等との連携強化等、広域的な応援体制の確立に努める。

エ ライフライン共同収容施設の整備

震災時において、電気、電話、ガス、上水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図り、また、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図るため、ライフラインの共同収容施設である、共同溝・電線共同溝の整備を推進する。

オ 災害対策用緊急輸送道路及び避難路

震災時における市民の避難、緊急物資の輸送活動を円滑にするため、耐震改修促進計画に基づき、緊急輸送道路等の沿道における建築物の耐震性確保を推進する。

(ア) 災害対策用緊急輸送道路（県指定）

第一次緊急輸送道路	国道 22 号線 国道 41 号線（市外：最寄りの第一次緊急輸送道路）
第二次緊急輸送道路	主要地方道春日井稲沢線（県道 62 号） 主要地方道名古屋江南線（県道 63 号） 一般県道小口名古屋線（県道 158 号）
第三次緊急輸送道路	愛知県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会、又は防災計画で定めた緊急輸送道路で、第 1 次、第 2 次緊急輸送道路以外の道路

(イ) 避難路（市指定）

第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路と広域避難場所を結ぶ主要な道路を位置づける。また、これも活かしながら、避難所の近隣を通るような主要な道路を位置づける。

カ 重要物流道路の指定

平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 6 緊急輸送道路等

3 交通安全施設等

(1) 方針

災害発生時における緊急交通路の確保を図るため、交通安全施設等の増強、整備に努める。

(2) 対策

ア 交通情報収集・提供機器

緊急交通路の機能を確保するため、交通規制情報及び迂回ルート情報等を提供する道路交通情報提供機器を適切に管理し、発災時の有効活用に備える。

イ 交通規制用資機材

緊急交通路の確保等の際に使用する交通規制表示板等必要な資機材を適切に管理し、発災時の有効活用に備える。

4 河川

一級河川の本川については、県に要請し、狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削、浚渫、護岸等を施工し、河積の拡大、河道の安定を図る。中小河川についても同様に河道の整備を図り、水門等について改築を実施する。

地震による堤防の損傷に起因する浸水を防止できるよう対策を図るとともに、水門、樋門等についても、地震時にその機能が保持できるよう対策を図る。

5 鉄道

(1) 方針

新しい構造物は、十分耐震性のあるものとしているが、従来の構造物も補改良を図って耐震性の強化並びにその整備に努める。また、運転規制、巡回、点検等によって予防対策を講ずるよう名古屋鉄道株式会社に要請する。

(2) 対策（要請事項）

ア 構造物の耐震性

最近の構造物は、関係基準等に定められた耐震設計を行っている。古い構造物の中には、転倒破壊等をしなかったものもかなりあるが、機会あるごとに最近の耐震設計にあうよう改良に努め、耐震性の強化を図る。

関係基準の改訂があれば新たに建設する構造物は、新基準により耐震性の強化を図る。

イ 鉄道施設等の点検巡回

地震も含めた全体的な事故災害を防ぐ目的で技術係員による定期的な点検・巡回を行うとともに、災害発生後速やかに緊急点検を実施する態勢を整備する。

ウ 運転規制

地震等による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう訓練教育を行うほか、運転規制によって災害の防止に努める。

(ア) 列車運転中に地震等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止

させる。

- (イ) 異常を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。

- | |
|---|
| <p>▶ 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転をし、駅又は運転指令の指示を受ける。</p> <p>▶ 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検巡回の手配を行う。</p> |
|---|

エ その他

- (ア) 地震計の整備充実

地震計の計画的増強を進めるとともに、列車運行の安全確保を図る。

- (イ) 情報連絡体制の強化

被害状況の早期収集体制、点検体制の整備を図るとともに情報を迅速に収集するため通信設備の計画的増強を図る。

- (ウ) 利用客の安全確保

地震等による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるようマニュアルの作成や定期的に訓練教育を行うほか、運転規制によって災害防止に努める。

第3節 ライフライン関係施設等の整備

1 基本方針

上下水道、電力、ガス、電信電話等各種公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

これら公共施設の地震による被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、その破壊による機能麻痺が人心に与える影響は大きく、災害の拡大を招くことが十分想定される。

したがって、これら公共施設について、震災後、直ちに機能回復を図ることはもちろんであるが、事後の応急復旧よりも、事前の予防措置を講じることの方が、はるかに重要かつ有効なものである。このため、各施設に耐震性を備えるよう設計指針を検討するとともに、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずるものとし、断水・停電等の被害が広域に渡ることを防止し、信頼性の向上を図る。

- (1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

- (2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

県及び市は停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じるこ

とへの対策として地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施にあたっては、市との協力を努める。

2 上水道

(1) 方針

本市の上水道については、北名古屋水道企業団及び名古屋市上下水道局から供給されており、震災による水道の断水を最小限にとどめるため、被害箇所をできる限り少なくし、断水時間をできるだけ短縮するよう、施設の防災性の強化に努めることが重要である。

また、水道施設の被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために、市は、防災用資機材の整備拡充、防災非常体制の確立に努めることとし、北名古屋水道企業団及び近隣市町と連携し、断水による被害が広域に渡ることを防止することに努める。

さらに、避難所又は広域避難場所、防災拠点施設等において、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を進め飲料水の確保に努める。

(2) 対策

ア 施設の防災性の強化

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張・改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。

被災時の給水拠点等については、増設及び耐震性を強化する。また、北名古屋水道企業団に対し、水道配管において強度が低下している老朽管の更新を要請する。

特に、避難路においては、円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法等の調査研究に努めることも大きな課題である。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

さらに、水道施設による二次被害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。

イ 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

水道施設の被災により、水道給水機能を継続できなくなった場合は、市民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、市は災害用ろ水機にて給水の供給を図っていく。供給される飲料水は、水道水を原則とし、補完的にプール等の水をろ水機等でろ過した水を用いる。

応急給水活動に必要な消毒剤、浄水機、ろ水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機及び運搬車両の整備増強を図っていく。

ウ 防災非常時の協力の確立

市又は北名古屋水道企業団は、自ら飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、近隣市あるいは県へ応援を要請し、協力を求める。

3 下水道

(1) 方針

市民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、災害時における下水道施設の機能を最低限保持するよう破損が想定される箇所の補強、整備に努めるとともに、今後新設する下水道施設については、地質・構造等の状況を配慮して、耐震性の強化等耐震対策に努める。

また、下水道施設の被災時における復旧作業を円滑に実施するために緊急連絡体制の確立、復旧用資機材の確保及び復旧体制の確立を図っていく。

(2) 対策

下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理にあたっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。

ア 管渠施設の対策

流下機能を確保することができないと予測される管渠から順次補強する。

また、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討し、計画するが、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。なお、液状化のおそれのある地盤に敷設する場合には、地盤改良等の対策を実施する。

イ 緊急連絡体制の確立

被害の把握や復旧のために、関係職員、関係行政機関、関係業者等の相互の連絡を確実にを行うために、連絡体制を確立する。

ウ 復旧用資機材の確保

復旧に必要な資材及び機器の計画的な確保に努める。

また、資材及び機器の保管について、集中管理することを検討する。

エ 応援の要請

被災時には、関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、中部10県4市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部へ応援要請する。

オ 民間団体の協力

市は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

4 電力施設

(1) 方針

災害時における電力供給を確保し、民心の安定を図るため電力設備の防災対策や耐震性強化及び他の電力会社と協力・連携し、広域ネットワークによる信頼性の向上に努めるよう中部電力パワーグリッド株式会社に要請する。

(2) 対策（要請事項）

ア 設備面の対策

(ア) 発・変電設備

主要設備及び主要機器は、ほとんど被害は生じないものと思われるが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずるよう要請する。

(イ) 送・配電設備

地震による不等沈下、地すべり等を生ずる軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地域への設備の設置は極力さけるよう要請する。

イ 体制面の対策

(ア) 保安の確保

設備の巡視・点検による保安の確保

(イ) 資機材等の確保

災害時のための資機材等確保の体制の確立

a 応急復旧用資機材及び車両

b 食料その他の物資

(ウ) 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

5 ガス施設

(1) 方針

ガスは、生活に欠かせないエネルギーであり、これを供給する施設に被害を受け、ガス供給が円滑に行われないと、日常生活に大きな影響を与えるので、地震による被害発生を軽減するとともに、万一の被害発生時には、二次災害を防止するとともに早期復旧を図るため、次の対策を講じるよう要請する。

また、建物の倒壊、揺れや液状化等の被害が大きな地域では、配管の損傷や爆発等による二次災害の危険性の高いことが予想されるため、東邦ガス株式会社（東邦ガスネットワーク株式会社を含む）、日本LPガス協会と協力し、安全が確認されるまでガス使用の禁止を呼びかけ、二次災害発生の防止に努める。

(2) 対策（要請事項）

各ガス事業者に、各社の実情に応じて、次の対策を実施するよう確認あるいは要請をする。

ア ガス工作物の耐震性の向上

(ア) 製造設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するため、設備の重要度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じた対策を講じる。

(イ) 供給設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基

づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強を行う。

(ウ) プロパンガス

プロパンガス設備は、鎖固定器具の維持強化に努める。

イ 緊急操作設備の強化

(ア) 製造設備及びガスホルダー

発災時にガス送出・油流出の緊急遮断が行えるよう設備を整備する。

(イ) 通信設備

主要拠点間の情報連絡、データ伝送、遠隔操作等に必要な無線設備の整備拡充を図る。また、緊急処理、復旧作業時の情報連絡のための移動無線等の整備拡充を図る。

ウ 応急復旧体制の整備

(ア) 一般社団法人日本ガス協会、東邦ガス株式会社、愛知県LPガス協会等と非常時の連絡体制の整備強化を図る。

(イ) 復旧動員体制の整備・強化を図る。

(ウ) 救援隊受入れのため、応急復旧用資機材置場、駐車場、仮設現場事務所用地、救援隊員用の宿泊施設、復旧用資機材・備品等（非常用資機材、機工具、車両、燃料、救急医薬品、飲料水、食料、代替熱源等）の確保についての調査及び調達体制の整備を図る。

(エ) 教育・訓練の充実を図る。

(オ) 需要家における地震時の処置に関する広報活動を推進する。

(カ) 災害発生時に早期復旧を図るための導管管理図面は整備されているが、更に迅速な対応が可能となるよう管理図面についてコンピュータでマッピングシステム化等の充実を図る。

(キ) 二次災害の防止や需要家の不安の解消を迅速に行い、復旧作業の円滑な推進を図るための広報活動マニュアルの整備を進める。

6 通信施設

(1) 方針

大規模災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施のうえからも極めて重要な問題であり、防災関係機関は電気通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に全力を挙げて取り組む必要がある。

また、各種通信施設を活用した複数の通信手段を構築し、通信回線相互の適切な補完を図るとともに、平常時より無線設備の総点検を定期的を実施するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある場所へ設置することが重要である。

なお、建物の倒壊や地盤の揺れ等に伴う通信施設の損壊や架空、埋設ケーブルが寸断される等、激甚な大規模災害が発生した場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携をとり、通信手段を確保するため、緊急対策及び抜本的対策をするとともに、各種通信対策を図ることが必要である。

更に、建物の倒壊や揺れや液状化等の被害が大きな地域では、通信施設及び埋設ケーブルの寸断、電力供給の低下により通信手段が一時的に途絶えることが予想されるため、同報無線の使用及び市職員を現地に派遣する等の対策を講じ、情報収集を行う。

(2) 対策（要請事項）

ア 電気通信事業者

電気通信事業者は、国内電気通信事業の公共性をかんがみ、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

激甚な大規模災害が発生した場合の対策は、阪神・淡路大震災を教訓に長時間電力供給停止による通信リソース停止対策に努めるよう要請する。

(ア) 設備の耐震対策

- a 建物、鉄塔の耐震対策
- b 通信機械設備の固定・補強等

(イ) 防火・防水対策

- a 防火シャッター、防火扉、防火壁の整備
- b 防水扉の設置
- c 下水管・ビル内のマンホール等からの浸水防止
- d 爆発性危険物の保管方法、整備及び取扱方法の徹底

(ウ) 通信網の整備

- a 伝送路の多ルート化

(エ) 各種災害対策機器の整備

- a 孤立防止用衛星電話機の配備
- b 可搬型無線機の配備
- c 非常用移動電話交換装置及び電源装置の配備
- d 防災用資機材の配備

(オ) 防災に関する訓練

- a 災害予報及び警報伝達の訓練
- b 災害時における通信の疎通訓練
- c 設備の災害応急復旧訓練

(カ) 激甚な大規模災害に備えた対策

- a 長時間電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し
- b 被災地域への通信の疎通確保対策の検討
- c 被災時に情報が氾濫し、正確な情報把握が困難なため情報の共有化、災害用伝言ダイヤルの活用ルールの検討

(キ) 各社の災害時伝言サービスの提供と事前の広報

イ 専用通信

無線を利用した専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効な方法であり、特に災害時における通信手段としては、最も重要な役割を果たしている。本市にも、専用通信（市防災行政無線）を設置しているが、次のような点に特に留意をして維持・運用していかなければならない。

- (ア) 耐震性の強化
- (イ) 伝送路の強化
- (ウ) 装置・器材の充実
- (エ) 定期的な点検の実施
- (オ) 防災訓練等の実施
- (カ) 移動系無線局の配備

ウ 各種通信対策

- (ア) 防災相互通信用無線局

災害現場に集結する各防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達手段として各防災関係機関が開設する防災相互通信用無線局を利用する。

- (イ) 放送

放送は、非常災害時における市民への情報の伝達手段として極めて有効であるので、大地震の発生に際して、その機能を確保するため次のような対策の推進に努める。

- a 送信所の建物、構築物の耐震力の強化を図る。
- b 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐震対策を実施する。
- c 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。
- d 防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。
- e 建物、構築物、放送設備等の耐震性等について定期的に自主点検を実施する。

- (ウ) 携帯電話の配備

市は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の有効活用を図るように務める。

- (エ) 非常通信

地震が発生、又は発生するおそれがある場合において、無線局は、その目的、通信の相手方及び通信事項を越えて非常通信を実施することができるが、この事態に備えて、次の措置を講じる。

- a 非常通信協議会の拡充強化
- b 非常通信訓練の実施
- c 非常通信訓練の総点検

7 農地・農業用施設

- (1) 方針

農地及び排水機場、樋門、水路等の農業用施設の災害は、農地・農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を促進するとともに、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性をより一層向上させるよう努める。

- (2) 対策

ア 排水機場、樋門、水路等については、地震に対しその機能が保持できるよ

うに、耐震基準に合った構造で新設又は改修を行う
 イ 排水機場・樋門・水路等の被害は、農地・農業用施設のみならず公共施設、住宅等に多大な影響を及ぼすことから耐震性をより一層向上させるために、耐震補強整備を行う。

第4節 文化財の保護

「風水害等災害対策計画編 第2編 第4章 第3節 文化財保護対策」を準用する。

ただし、重要文化財の耐震対策については、次のとおりである。

1 重要文化財の耐震対策

平成30年8月9日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。

- (1) 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施
- (2) 対処方針の作成・提出
- (3) 耐震対策推進の周知徹底
- (4) 補助事業における耐震予備診断の必須
- (5) 耐震予備診断実施の徹底
- (6) 県の指導・助言

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 基本方針

地震発生時における災害応急活動等を円滑に実施するために、防災施設等の整備を図る。

このため市では、県が作成した東南海・南海地震防災対策推進地域においての地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）による「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等を整備する。

2 地震防災緊急事業五箇年計画の概要

- ・ 県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する五箇年計画
- ・ 計画の対象地域は、愛知県全域
- ・ 作成主体は、県知事
- ・ 計画の内容は、地震防災対策特別措置法第3条第1項に掲げる施設等の整備等
- ・ 一部の事業については、国の補助率の嵩上げがある。

第3章 都市の防災性の向上

基本方針

地震時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して住める都市の防災対策に関する総合的な対策を推進しなければならない。

本市は、名古屋市のベッドタウンとして発展しており、高密度化、自動車の増加、更には高層住宅の出現等、震災拡大につながる社会的要因が増大し、特に阪神・淡路大震災のような都市直下型の大地震がひとたび発生すると、かつてない被害を被るおそれがある。これに対して、個々の安全性の確保だけでは限界があり、震災時における広域的な対応としては地域全体の防災構造化を図る必要がある。

そのための施策として、公共施設等の耐震不燃化に加えて、都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、地域のオープンスペースを確保することが重要である。

特に阪神・淡路大震災においても、広幅員の道路による延焼阻止効果が顕著であったほか、身近な住区基幹公園が市民の一時避難場所として利用されたり、救急活動拠点やヘリポート等の復旧・復興活動拠点として大きな役割を果たした。広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておくとともに、避難路、避難場所の機能を有する道路、公園緑地等の都市施設の整備を一層推進する必要がある。

さらに、都市計画においては、防火地域、準防火地域の指定による面的な不燃化を進める必要がある。

また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用することなどにより地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

「風水害等災害対策計画編 第2編 第5章 都市の防災性の向上」を準用するが、地震災害に対しては、以下を実施する。

第1節 建築物の耐震不燃化の促進

本市には建築物の密集した地域が多く、地震による火災の被害発生のおそれが多い。これに対処するため、火災が起きた場合にその火災を極力他の建築物に及ぼさないように、地域によって集団的な防火に対する規制を行い地域防火の効果を高める必要がある。

建築物の密度が高く、火災危険度の高い地域における新規の建築物は、他への延焼防止を図るため、耐震・耐火建築又は準耐震・耐火建築としたり木造建築物においては、屋根を不燃材料で葺き、外壁は土塗壁等、延焼防止に有効な構造へと市民の理解と協力を得て、その普及に努める。

第2節 ブロック塀の倒壊及び看板等の落下物の防止

住宅地では、ブロック塀の倒壊の危険性が高くなることが予想されるため建築物の耐震補強や建替え等にあわせて耐震化を実施すること、また、駅周辺や主要幹線道路沿線において看板等の落下物の危険性が高くなることが予想されるため、看板等の落下の危険性があるものについては、通行人にあたる等の被害が出ないように補強対策を実施することを、市民や企業に対して啓発する。

第3節 防災施設等整備

1 基本方針

地震災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

このため、市は、国や県の支援の活用を視野に入れ、防災施設等の整備を図ることが必要であり、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努める。

また、市は、東南海・南海地震防災対策推進地域についての「地震防災緊急事業5箇年計画」に基づき、次の事項を目的として地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を「2 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画」に掲げる整備計画に位置づける。

- (1) 多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因を予め除去又は軽減させること。
- (2) 地震発生後の被災地域住民等の生活を確保すること。
- (3) 地震発生後の混乱を緩和し、救護活動を中心とする災害応急対策を確保すること。

各施設等の整備にあたっては、各施設等の相互の整合性を図り、総合的に推進する。なお、進捗状況を市民に公表し、防災対策の達成度が分かるようなシステムを構築していくよう努める。

2 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

市及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(1) 消防施設の整備及び消火用水確保対策

地震の発生時に予想される火災等に対処するため、飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備を進める。

また、市の実施する消防・救急に係る消防施設を、県の補助を視野に入れ充実させるとともに、道路等が寸断され、消防職員等による消防ポンプ自動車の

活躍が制限される場合には、市民による可搬式ポンプの操作がより効果的であるため、可搬式動力ポンプの整備を促進する。

また、河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用する等、多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。

(2) 緊急輸送道路の整備

輸送路として、避難場所等の活動拠点を相互に連絡する市道を選択し、人員、物資の輸送に支障のないよう整備する。また、ルート多重化や代替性を考慮し、空路を含めた緊急輸送ネットワーク(橋りょう等の社会基盤施設を含む。)を構築する。また、第1次、第2次緊急輸送ルートに関しては国及び県と協議のうえ、整備を要望していく。

また、緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するためのヘリポート及びその付帯施設、ヘリポートと連節する道路及び市管理の橋りょうの整備、沿道の建築物の耐震化推進を図る。

(3) 社会福祉施設の整備

地震時における受入者等の安全を図るため、老朽化した社会福祉施設の建物の改築事業、耐震化を図る。

(4) 医療救護施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化を推進する。

(5) 公立の小学校・中学校・保育園の整備

地震時における児童、生徒等の安全を確保し、また、避難救護活動の拠点を確保するため、木造建物の改築事業、非木造建物の改築事業、非木造補強事業を実施し、耐震化を図る。

(6) 不特定多数が利用する公的建物の整備

文化施設、集会施設、スポーツ・レクリエーション施設等の不特定多数の市民が利用する公共施設の耐震化を図る。

(7) 防災拠点施設の整備

庁舎、消防施設、防災活動拠点等の防災拠点施設の耐震化及び防災活動に必要な設備の整備を図る。

(8) 避難場所等の整備

居住者等の避難の円滑化と避難者を火災の延焼から保護するため、市は、避難場所等の整備事業を推進する。

(9) 避難路の整備

主な避難路について安全性の向上及び避難時間の短縮を目的に看板の落下防止や自動販売機の転倒防止等、避難の円滑化を図る。

(10) 道路等の整備

居住者の避難の安全と円滑化を図るため、市は、道路及び避難誘導標識の整備事業を推進する。

(11) 消防用資機材等の整備

地震災害時に消防活動等の救助活動を有効に実施するため必要な、資機材等の整備を行う。

(12) 通信施設の整備

地震災害時における電話の輻そうや通信の途絶等に備え、災害対策上重要な通信の確保を図るため、市は、県、西日本電信電話株式会社と協力して、必要な通信施設の整備事業を行う。

市と防災関係機関等を結ぶ防災行政無線及び「地域衛星通信ネットワーク」を利用した衛星通信設備の円滑な運用を図るとともに、両システムを使用した市民への緊急地震速報等の伝達を確実にするため、システムの維持管理を確実に実施する。

また、市民等の混乱を防止し、生活を支援するための自主防災会や避難所内の情報機器の整備を図る。

さらに、I P電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

また、市は、国や県の震度把握に支障をきたさないよう、市内に設置してある地震計等の維持・管理に努める。

(13) 防災上重要な建築物の整備

市は、大規模な地震が発生又は発生するおそれがある場合に、防災活動の迅速な実施と施設等滞在者の安全の確保を図るため、防災備蓄倉庫、病院、幼稚園、要配慮者の滞在する施設、大勢の人が集まる施設、防災拠点となる施設等の整備事業を推進する。

また、防災中枢機能の充実を図るため、対策本部機能を強化する。この際、長期にわたって機能を発揮できるよう非常用発電機等のエネルギー、非常時通信手段、勤務する要員のための設備（トイレ等）を確保する。

(14) 水道施設の整備

震災による水道の断水を最小限にとどめ被害箇所をできるだけ少なくするとともに、応急給水を確保するため、北名古屋水道企業団及び名古屋市上下水道局と協力して老朽管の更新及び配水池の緊急遮断弁の整備を進める。

(15) 防疫用器具機材の整備

震災に備え、感染症の流行防止、給水活動等を円滑に行えるよう市は、必要な資機材、給水車等の整備事業を推進する。

また、避難者・帰宅困難者の大量発生や水道施設被害による水洗トイレの使用不能に伴う、多量のトイレ需要に備え、避難所又は広域避難場所、防災拠点施設等における簡易トイレ及びマンホールトイレ等の災害用トイレの整備に努める。

(16) 農業用施設の整備

築造年次が古い用水等、堤体の老朽化による漏水や浸食等により安全性が低下して、改修を要するもの等、緊急度に応じて順次整備を図る。

(17) 老朽住宅密集市街地の地震防災対策

区画整理事業等での市街地の面的な整備、一般建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

3 災害応急対策用施設等の整備

(1) 飲料水・電源等を確保するための施設整備

飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化及び緊急連絡管並びに緊急遮断弁の整備を要請するとともに、応急対策、避難対策等の拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備を図る。

(2) 備蓄倉庫の整備

食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、市備蓄倉庫の充実を図る。

また、各自主防災会が防災備蓄倉庫の自主的な整備を図れるよう、補助制度の活用を促進する。

(3) 応急救護設備等の整備

負傷者の応急救護機能を確保・強化するため、応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。

(4) 緊急輸送用車両の整備

緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、平常時から市公用車の整備・点検に努める。

第4章 液状化対策・土砂災害等の予防

1 基本方針

土地は人の生活、生産活動の基盤であり、土地利用にあたっては自然条件や土地の形質を十分に把握し、地盤に係る災害の防止に留意してすすめるなければならない。

市内における農用地等からの宅地等の都市的利用への転換は、地盤に係る災害対策上からも極めて注目すべき事項である。

地震の発生によりこうした地域を中心に、地割れ・液状化等種々の地盤に係る災害が予想されるので、その予防に万全を期すことが必要である。

特に、地震災害の予防的見地から埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮のうえ、土地利用の適正な規制、指導を行う。

また、液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策の促進が必要であるが、この場合、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、建築物の耐震性を強化することが重要である。

第1節 土地利用の適正誘導

液状化による被害や土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、県の行う「地盤地質をはじめ自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメント」を利用することによって、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討するとともに地域住民にも周知する必要がある。

第2節 液状化対策の推進

近年液状化に関する研究や対策工法の開発については、かなりの進展をみているものの、小規模な住宅や事務所等の建築物等、対策が義務付けられていない場合には、十分な液状化対策がなされていないのが実情である。

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法の普及を行う。

平成26年5月には愛知県の「平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」が公表され、液状化の危険度について示された。市は、愛知県の調査等に基づき、より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により、市民等に周知徹底を図る。また、液状化による被害を軽減するためにも、あらかじめ液状化の可能性を予測した液状化マップを作成して、市民や建築物の施工主等に周知を図る。

※ 附属資料編 第2災害 3地震災害 (3)被害想定 液状化危険度分布図

第3節 宅地造成の規制誘導

宅地造成については、宅地造成等規制法や都市計画法の開発許可制度によって一定規模以上の宅地造成を許可制度とし、よう壁の技術基準等、宅地の安全確保を図るため規制誘導策をすすめる必要がある。

また、災害防止パトロールをはじめ、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

第4節 被災宅地危険度判定の体制整備

1 被災宅地危険度判定士の養成・登録

市は、県と協力し、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会や土木・建築技術者等を対象にした判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努める。

2 愛知県建築物地震対策推進協議会による取り組み

市及び県は、関係市町村と協力し、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

「風水害等災害対策計画編 第2編 第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備」を準用する。

第6章 避難行動の促進対策

1 基本方針

大地震の発生時には、火災の延焼等の二次災害のおそれのある地域の住民等は、速やかに安全な場所へ避難することが何よりも大切である。また激甚な災害時には、建物の倒壊、火災の同時多発による延焼拡大により多数の市民等が死傷したり、住居を奪われる等により、迅速な避難行動が行えなかったり、結果的に長期の避難生活を余儀なくされ、あるいは道路や交通機関の途絶により帰宅困難者が多数発生する事態が予測される。

市は、このような場合に備えて、避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。また、防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

さらに、災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。

また、あらかじめ指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全確保に努める。

南海トラフ地震等が発生した場合、その被害は甚大で避難生活が長期化かつ避難者数及び帰宅困難者数が増大するおそれもあることから、長期避難所・一時避難所に指定されている小中学校及び防災上重要な施設の耐震性の強化を図るとともに、非常食等の備蓄量の増加にも努める。

例 愛知県の被害予測に基づく、避難所に受け入れる避難者及び帰宅困難者

避難者数（人） （冬夕18時発災）			帰宅困難者数（人） （昼12時発災）
1日後	1週間後	1ヶ月後	
約1,100	約16,000	約26,000	約6,000～約6,900

	受入可能人数	避難所一人当りの面積	受入の可否
一時避難所	約28,800人	2㎡/人	可
長期避難所	約61,070人	3㎡/人	可

愛知県の被害予測に基づく避難者数は、地震発生から1ヶ月後に約26,000人となり、帰宅困難者を含めても現在の一時避難所及び長期避難所に全て受入可能となっている。しかし、地域によっては避難者数が集中することも考えられることから、各避難所が容量を受入可能人数を超える場合は、使用できる他の公共施

設等を使用するとともに、県・他市町村等に協力を依頼する。

公共施設の管理者は、予め管理する施設における避難誘導方法を習熟しておくとともに、備蓄や資機材の確保に努める。

2 主な実施機関

北名古屋市

学校、病院等防災上重要な施設の管理者

3 対策

「風水害等災害対策計画編 第2編 第7章 避難行動の促進対策」を準用する。

なお、大地震の場合、消火活動に阻害要素として考えられる密集市街地では、火災の延焼が心配されるため、市は、市民の生命、身体の安全を確保するため、次の基準により広域避難場所を選定しておく。

- 広域避難場所は、被災地からの避難を中心に考え、運動場、公共駐車場及び広場等が適当と考えられる。
- 広域避難場所における避難者一人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
- 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在しているように努める。
- 広域避難場所は、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所とする。
- 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている場所であることが望ましい。
- 広域避難場所の指定は、校区単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けるように配慮する。

また、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平常時から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。

第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

「風水害等災害対策計画編 第2編 第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」を準用する。

第8章 火災予防・危険性物質の防災対策

基本方針

都市の過密化、建築物の高層化及び多様化等により、地震に伴う大規模火災の発生及びこれに伴う多大の人的、物的被害が生じることが予想されるため、消防力の充実と危険物等の安全確保に努める。

第1節 火災予防対策に関する指導

1 火災予防の徹底

(1) 一般家庭に対する指導

市は、消防団、自治会、自主防災会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具等の普及を図るとともに、各地域あるいは地区での防災訓練を促進し、これら器具等の取扱方法を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震時における初期消火活動の徹底を図る。

また、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図る。

(2) 自主防災会へ消防設備の補助

地域における初期消火活動を推進するため、的確に対応できる環境の整備の促進を図るため、自主防災会に対し、初期消火用ホース、防災資機材の整備の推進を図るとともに、市はその経費について補助する。

(3) 防火対象物の防火体制の推進

多数の住民が利用する防火対象物については、火災が発生した場合の危険性が大きい。このため、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難等の訓練実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行う。また、防火対象物について、消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行い、当該対象物における防火体制の推進を図る。

(4) 西春日井広域事務組合による立ち入り検査の強化

消防法に規定する立ち入り検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全な指導を行う。

(5) 西春日井広域事務組合による危険物等の保安確保の指導

消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導する。

さらに、これら施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を強化し、災害防止上必要な助言又は指導をする。

なお、西春日井広域事務組合の火災予防条例に規定されている少量危険物、

指定可燃物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努める。

2 西春日井広域事務組合による、建築同意制度の活用

建築物の新築、増築等に際し、計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図る。

第2節 消防力の整備強化

市は、次により消防力の整備強化に努める。

1 消防団による消防力の整備強化

市は、「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。

2 消防施設等の整備強化

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設及び火災通報施設等の整備に努めるとともに年次計画をたて、その強化を図る。特に、災害時に備え、耐震性貯水槽、可搬式動力ポンプ、投光機等の整備を計画的に推進する。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 2 消防団及び消防水利

第3節 危険物施設防災対策

1 基本方針

地震時において、危険物施設の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を生じるおそれがある。

そのため、市は、危険物施設の自主保安体制の充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

2 対策

次の事項について、危険物施設の所有者等の啓発・指導を実施する。

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）、第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

(2) 大規模タンクの耐震性の強化

容量 1,000k1 以上の特定屋外タンク貯蔵所の所有者等は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定められた耐震性に関する基準に適合するよう、必要な改修、補修等を実施し、耐震性の強化に努める。

(3) 保安確保の指導

市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(4) 危険物取扱者に対する保安教育

県により、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者の資質の向上に努めるため、取扱作業の保安に関する講習が実施される。

(5) 自主防災体制の確立

事業所の管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態にあったものとするよう努めるとともに、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する、あるいは近傍の事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、排出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

第9章 広域応援・受援体制の整備

1 基本方針

地震の発生時には、防災関係機関相互の連携が重要であり、市及び各機関は応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等、平常時より広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

2 対策

「風水害等災害対策計画編 第2編 第9章 広域応援・受援体制の整備」を準用する。

第10章 救護・救援対策

地震による被害が発生した場合に備えて被災者に対する救護・救援を迅速かつ確実に実施するため、飲料水、食料、生活必需品等の確保及び応急医療体制の整備、救助、救急体制の整備を図る。

また、救急救助・緊急搬送・救急医療体制については、多数の負傷者、医療機能の低下が予想されるため、自主防災会が中心となった応急手当が重要となる。そのため自主防災会は、応急手当及び搬送等の訓練を行うよう努める。

1 食料等の確保

大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄を図るよう努力するものとする。

(1) 備蓄

大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮し、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

※ 附属資料編 第4 必要物資の備蓄

(2) 緊急調達体制の確立

震災時における救急救助物資及び一般生活必需物資の供給を確保し、円滑化を確保するため、関係業界と協定し、緊急時における調達に万全を期す。

(3) 要配慮者等への対応

要配慮者や乳幼児、アレルギー疾患に対応した食品等の確保に努める。

2 救急医療体制の整備

震災時には、建物の倒壊、家具類の転倒、窓ガラス及び看板等の落下等により多数の負傷者が予想される。また、同時に医療機関においても医療機能の低下が予想される。

このため、市の救護所における医療救護、市内の医療機関への応援要請、あるいは近傍の災害拠点病院への救急車等による搬送体制の確立に努める。

3 市民等の災害時応急手当等

(1) 市民向け災害時の応急手当での習得システムの構築

災害時の応急手当、心肺蘇生法等、応急手当の技術等の習得に関する広報等を作成し、自主防災会等を活用して普及を図る。

(2) 企業の防災研修への積極的指導

市内の事業所に対して、災害時の外傷の処置、心肺蘇生法等の普及を行い、事業所の災害時の自主救急体制づくりを推進する。

第11章 防災訓練及び防災意識の向上

1 基本方針

地震災害を最小限に食い止めるには、職員及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日頃から地震災害についての認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため防災訓練、学校教育、広報等を通じて防災意識の向上を図る。

なお、その際には要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いや性の多様性の視点に十分配慮するよう努める。

特に、稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機づけやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取り組みを行う。

そのため、自主防災会等による防災体制を確立するとともに、市民の防災に対する意識の向上、地域間（自主防災会間）コミュニケーションの向上を図る。

なお、防災訓練や啓発事業の実施にあたっては、地震規模や被害の想定を明確にするとともに訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れる等、より実践的な内容となるように努める。

2 対策

「風水害等災害対策計画編 第2編 第10章 防災訓練及び防災意識の向上」を準用する。

ただし、地震災害については、次の事項に留意して防災訓練及び防災意識の普及を行う。

第1節 防災訓練の実施

防災意識の高揚は、訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。したがってあらゆる機会をとらえて実働訓練等の実施を重ね、技術の練磨を図る。

1 総合防災訓練

市は、職員及び防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた市民等の協力のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。訓練では、地震規模や被害の想定を明確にして実働訓練を次のとおり実施する。

また、実施にあたっては、参加者の判断を求める内容を盛り込むよう努める。

(1) 大規模地震を想定した発災対応型訓練

東日本大震災などの大規模地震における教訓をもとに、防災関係機関相互の

緊密な連携体制づくりや地域住民と一体となった訓練とするため、現場指揮本部訓練、さらには避難所の機能確保訓練やボランティアの受入体制の訓練等を実施する。

(2) 相互応援協定締結市との訓練の相互参加等

相互応援協定に基づき、県外の他の市との相互の訓練参加及び協働訓練の実施に努める。

2 動員訓練

地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施し、迅速な初動体制の確立を図る。

3 通信連絡訓練

機関ごとに情報の収集及び伝達の要領、内部処理の方法並びに通信設備の応急復旧等についての訓練を行う必要がある。なお、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互間において実施する。

また、地震による災害時においては、無線設備も少なからず被害を被ることが考えられるので、日頃からアマチュア無線グループ及び防災用携帯電話による実践的な訓練を実施する。

4 浸水対策訓練（水防訓練）

地震を原因とする浸水対策の一環として、市及び市水防団等と一致協力して水災の警戒及び防御にあたり、水防体制の万全を期するとともに、水防思想の普及徹底を図るため、実践的な訓練を実施する。

また、水防計画に位置づけられた水防上重要な施設のうち、管理者の自主管理に委ねられる施設（ため池等）について、訓練要領等を作成し、必要な訓練を実施するよう指導・要請する。

なお、水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施にあたっては、特に市民の参加を得て、水防思想の高揚に努める。

- (1) 観測（水位、潮位、雨量、風速）
- (2) 通報（電話、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達）
- (3) 動員（水防団、消防団、居住者、ボランティア）
- (4) 輸送（資機材、人員）
- (5) 工法（水防工法）
- (6) 樋門、角落し等の操作
- (7) 避難（避難情報の放送・伝達、居住者の避難）

5 防災上必要な計画及び訓練

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

- (1) 災害の種別に応じ、学校等及び保育園等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導

並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

- (2) 学校等及び保育園等における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。
- (3) 訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

第2節 防災のための意識啓発・広報

1 防災意識の啓発

市は、地震発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、県からの地震体験車、地震災害に関するビデオ等の貸出しの制度を利用して、防災教育の推進を図る。

さらに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識
- (3) 予想される地震に関する知識、地域の危険度に関する知識
- (4) 警報等や避難情報の意味と内容
- (5) 正確な情報の入手
- (6) 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- (7) 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- (8) 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- (9) 様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- (10) 避難生活に関する知識
- (11) 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
- (12) 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (13) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (14) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (15) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運転自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (16) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (17) 南海トラフに関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容

- (18) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (19) 図上演習（D I G）等による市民への防災教育

2 防災に関する知識の普及

市は、防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。

また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。

- (1) 平常時の心得に関する事項
- (2) 地震発生時の心得に関する事項
- (3) 緊急地震速報の利用の心得に関する事項

さらに、市は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。

3 家庭内備蓄等の推進

市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

4 自動車運転者に対する広報

地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

5 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため市は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び市民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

6 過去の災害教訓の伝承

市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く

収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 防災のための教育

「風水害等災害対策計画編 第2編 第10章 第3節 防災のための教育」を準用する。

第4節 防災意識調査及び地震相談の実施

市は、県と連携して、市民の地震についての正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の事項を防災関係機関と有機的な連携のもとに実施する。

1 防災意識調査の実施

市民の地震災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等を必要に応じ実施する。

2 市民の耐震相談及び現地診断

地震が起きたときは、はたして我が家は大丈夫かという市民の不安を解消するため、無料耐震相談が県により各地で実施される。また、住宅の現地診断についても適宜実施される。

3 地震に関する相談

地震について不安をもっている市民のために、市及び県並びに防災関係機関は随時相談に応ずる。

第12章 時間差発生を考慮した予防対策

1 基本方針

南海トラフでは、東海地震、東南海地震、南海地震が同時又は区域ごとに発生、あるいは数時間から数日間の時間差で発生することが危惧されており、その被害は甚大な被害となり、広範囲にわたる可能性がある。例えば、最初の地震が発生して広域応援を実施中に、次の地震が発生した場合には、市内での応急対策要員が不在で通常の実施が困難になる。また、二次発災で新たに発生する被害に対して、市の災害対策活動は初期対応から強いられることとなり、一次発災と二次発災に対する災害対策を同時並行ですすめなければならないことが予想される。更に被害の広域化等の要因で、搬送すべき物資・人員が不足する可能性もある。

時間差が長期に及ぶ場合には、社会的な不安や経済的な損失も大きくなる可能性が大きい。そのため、全域同時発生に対応を準備するとともに、区域毎時間差をもって発生した場合における応急対策を検討するとともに、日頃から市民に対し、大規模地震が時間差で発生する可能性があることを周知し、被害を軽減させるよう努める。

2 対策

(1) 人員配置計画

最初の地震が発生し、周辺市町村への広域応援を実施中に後発の地震が発生した場合、市内での応急対策要員が不足し、通常の実施が困難になる可能性があるため、市内での人員不足となることがないように、予め後発の地震発生を考慮した広域応援計画を検討しておく。また、一次発災と二次発災に対する災害対策活動における人員配置計画も検討し、不足する人員に対するフォローアップ体制の強化に努める。

(2) 市民に対する意識啓発

南海トラフ地震等の巨大地震においては、全域同時発生、あるいは数時間から数日間の時間差で区域毎発生する可能性があることを市民に周知し、避難生活が長期化及び物資が滞る可能性があり、備蓄量を増やす必要があること、地震で被害を受けた建築物、液状化等が発生した地域には近寄らないこと等を市民に啓発する。

第13章 震災に関する調査研究の推進

1 基本方針

地震災害では、様々な災害が同時に、広域的に多発するところが特徴であるが、特に近年は、建物の高層化や高速道路の高度集積化等により、災害要因は一層多様化し、その危険性は著しく増大しているのが現状である。

こうした地震災害に対しては、地震予知や被害想定の実施のほか、新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施する等、総合的な地震防災対策の実施に結びつけていくことが重要である。

また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを積極的に実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていくことが大切である。

2 防災カルテ等の整備

市は、防災アセスメントを実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区等の単位）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。防災カルテ等に記載すべき事項を以下に示す。

- | |
|---|
| ①災害危険箇所、②避難場所、③避難路、④防災関係施設、
⑤土地利用の変遷、⑥災害履歴 等 |
|---|

3 地籍調査

市は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

第3編 災害応急対策

大規模な地震が本市に発生した場合においては、被害の拡大を防御し、又は応急救助等を行うため、市及び防災関係機関は、この計画を基本としながら各々の計画に基づき応急対策に万全を期す。

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

市長は、災害対策基本法第23条の2に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部をできる限り速やかに設置し、その活動体制を確立する。

また、各防災関係機関は地震災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。その際、各防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えるものとする。

さらに、要員（資機材も含む。）の配置等についても、複合災害の発生も念頭において行う。

第1節 災害対策本部の設置・運営

1 北名古屋市防災会議

地域に係る防災に関して、災害対策基本法第16条の規定及び市条例の定めるところにより組織するものであり、市の業務を中心に、区域内の公共的団体その他関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、法の規定により市長の附属機関として設置されており、災害発生時の情報収集、各機関の実施する災害応急対策等の連絡調整、非常災害時における緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進を図る。

※ 附属資料編 第7参考 1 北名古屋市防災会議条例

2 市災害対策本部

(1) 本部の組織及び運営

市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営は、災害対策基本法並びに北名古屋市災害対策本部条例（平成18年条例第16号）に定める。

本部長：市長

副本部長：副市長及び教育長

※ 附属資料編 第7参考 2 災害対策本部条例

(2) 本部の設置及び廃止

本部は、次の区分により設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときに本部を廃止する。

ア 自動的に本部を設置する場合

- (ア) 震度5弱以上を観測した地震が発生したとき。
- (イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- (ウ) 災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき。

イ 本部長の命令で設置する場合

- (ア) 市の全域にわたり災害が発生するおそれがあるとき又は災害が発生したとき。
- (イ) 全域でなくても被害が甚大なとき。

(3) 本部設置の公表

「風水害等災害対策計画編 第3編 第1章 第1節 2 (3) 本部設置の公表」を準用する。

(4) 本部の標識等

「風水害等災害対策計画編 第3編 第1章 第1節 2 (4) 本部の標識等」を準用する。

(5) 所掌事務

「風水害等災害対策計画編 第3編 第1章 第1節 2 (5) 所掌事務」を準用する。

(6) 本部の非常配備基準

非常配備動員体制については別表の非常配備基準に定めるものとし、本部の活動体制の確立を図る。非常連絡及び動員は以下のとおりである。

ア 防災行政無線担当職員は、非常配備に該当する南海トラフ地震情報（巨大地震警戒）を受信したときは、直ちに防災監に連絡する。

イ 連絡を受けた防災監は、直ちに市長に連絡し、非常配備の指令及びその他必要な指示を受け、直ちに各部長・次長に連絡をする。

《北名古屋市災害対策本部組織図》

<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">本 部 長</td> </tr> </table>			本 部 長	
本 部 長				
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">副本部長</td> <td style="text-align: center;">副本部長</td> </tr> </table>			副本部長	副本部長
副本部長	副本部長			
総務部 議会事務局 監査委員事務局	総務班	総務課、人事秘書課、企画情報課、監査課		
	広報班	人事秘書課		
	情報班	企画情報課		
	議会班	議事課		
財務部 (会計管理者、 会計課含む)	財務班	財政課、会計課		
	調査班	税務課、収納課		
防災環境部	総合調整班	防災交通課		
	環境班	環境課		
市民健康部	市民班	市民課、国保医療課		
	医療・救護班	健康課		
福祉部	福祉班	社会福祉課、高齢福祉課		
	児童班	児童課、家庭支援課		
建設部	土木班	施設管理課、都市整備課、下水道課		
	商工農政班	商工農政課		
教育部	教育班	学校教育課、生涯学習課、スポーツ課		

《非常配備基準》

	適用基準	体制	活動内容
警戒配備	1 震度4を観測した地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中又は巨大地震注意）が発表されたとき。	防災交通課（防災・消防担当）は自主参集 状況調査班及び応急対策班の1個班は自宅待機（勤務時間内の場合は自席待機）、状況により出動	必要に応じ西庁舎災害対策本部を設置 情報収集
第1非常配備	1 震度5弱を観測した地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 3 市民からの応急復旧要請があったとき。	本部要員、総合調整班、情報班は自主参集 状況調査班、応急対策班は1個班が出動し、状況により2個班集体	西庁舎に災害対策本部を設置 状況調査、応急対策活動
第2非常配備	1 震度5強を観測した地震が発生したとき。 2 第1非常配備中で事態が悪化したとき。	非常配備職員の全員（※1）が自動参集 本部要員、各班の責任者、防災交通課は西庁舎の災害対策本部室へ、班員は原則自席へ自主参集	西庁舎に災害対策本部を設置 災害応急対策活動 避難所開設・運営
第3非常配備	1 震度6弱以上を観測した地震が発生したとき。 2 災害対策本部長が必要と認めたとき。 3 第2非常配備中で事態が悪化したとき。	職員全員（※2）が自動参集 本部要員、各班の責任者、防災交通課は西庁舎の災害対策本部室へ、班員は原則自席へ自主参集	西庁舎に災害対策本部を設置 災害応急対策活動 避難所開設・運営

※1 非常配備編成表に記載のあるすべての職員

※2 保育士、再任用I等を含む、すべての市職員

平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

3 職員の動員計画

「風水害等災害対策計画編 第3編 第1章 第1節 3 職員の動員計画」を準用する。

4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

「風水害等災害対策計画編 第3編 第1章 第1節 4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等」を準用する。

5 関係機関等の相互協力

「風水害等災害対策計画編 第3編 第1章 第2節 1 関係機関等の相互協力」を準用する。

6 自主防災会との連携

「風水害等災害対策計画編 第3編 第1章 第2節 2 自主防災会との連携」を準用する。

第2節 災害救助法の適用

1 基本方針

災害救助法の適用は、市町村の区域を単位として、住家の滅失が一定規模以上であること、多数の者が生命・身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であること、被災者が現に救助を要する状態であるときに知事が災害救助法を適用する。

なお、同法に基づく救助の実施については、県及び関係市町村と緊密な連絡のもとに行う。

県より災害救助法適用の通知後は、補助機関として迅速・適切なる措置をとる。

2 災害救助法による救助

大規模災害の発生により一定規模以上の被害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合、国の災害救助法に基づく救助は県が実施機関となり、災害救助法第13条及び同法施行令第17条により、知事より救助の委任を受けた市長は、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を行うとともに、これらの事務のほか、知事が行う救助を補助する。

災害救助法の費用は、県が支弁し、国はその費用について所定の計算による一定額を負担する。

なお、災害救助法の適用されない小規模災害については、市長が独自に救助を実施し、その費用は市が負担する。

3 適用基準

市内の被災世帯が下記基準に達したときは、速やかに県に災害救助法の適用を要請する。

- (1) 全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が80世帯以上に達したとき。
- (2) 被害世帯が(1)の基準に達しないが、県内の被害世帯数が2,500世帯数以上で市の被害世帯数が40世帯以上に達したとき。
- (3) 被害世帯が(1)及び(2)の基準に達しないが、県内で被害世帯数が12,000世帯数以上であって市の被害状況が特に救助を必要とする状況にあるとき。
- (4) 市の被害が(1)、(2)及び(3)に該当しないが、知事において特に救助を実施する

必要があると認めた場合

(5) 適用の基準となる被害世帯数の計算は、次の方法による。

- ア 住家の被害程度は、住家の滅失した世帯すなわち全壊、全焼、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の2分の1、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態にあつては滅失世帯の3分の1とみなして適用基準上換算して取扱う。
- イ 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数として計算する。例えば、被害戸数は1戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。

4 災害救助法の種類及び期間

災害救助法に基づく救助の種類及び期間は、次のとおりである。

(1) 収容施設の供与 避難所の供与 応急仮設住宅の供与	災害発生の日から 工事完了の日から	7日以内 2年以内
(2) 炊き出しその他による食品の 給与	災害発生の日から	7日以内
(3) 飲料水の供給	災害発生の日から	7日以内
(4) 被服、寝具その他生活必需品 の給与又は貸与	災害発生の日から	10日以内
(5) 医療及び助産 医療 助産	災害発生の日から 分べんした日から	14日以内 7日以内
(6) 被災者の救出	災害発生の日から	3日以内
(7) 被災住宅の応急	災害発生の日から	1か月以内
(8) 学用品の給与 教科書 文房具及び通学用品	災害発生の日から 災害発生の日から	1か月以内 15日以内
(9) 埋葬	災害発生の日から	10日以内
(10) 死体の搜索	災害発生の日から	10日以内
(11) 死体の処理	災害発生の日から	10日以内
(12) 土石・竹木等障害物の除去	災害発生の日から	10日以内

(注) 救助期間について、これにより難い特別の事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

5 市長への委任等

災害救助法が適用された場合における同法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として行うことになるが、災害救助法第13条第1項及び同法施行令第17条第1項の規定により、次に掲げるものを除く救助の実施は市長へ委任されているため、災害救助法が適用された場合は、市において救助を実施

する。

なお、県は、市長から要請があったとき、又は知事が特に必要と認めたときは、救助の応援をし、あるいは自らこれを実施することがある。

- (1) 応急仮設住宅の供与
- (2) 医療及び助産
- (3) 住宅の応急修理

6 適用の手続き

市の区域において、同一原因の災害による被害が一定の程度に達した場合で、救護を要する状態にあるときは、市長は知事に対し、すみやかに災害救助法の適用を要請する。

第2章 避難行動

基本方針

災害により危険が急迫し、地域住民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、適時適切に避難のための立退きを指示して、安全な場所へ円滑に避難させ市民の安全を確保する。

また、「風水害等災害対策計画編 第3編 第2章 避難行動」を準用するが、特に地震災害時には次に示す対策による。

第1節 地震情報等の伝達

1 基本方針

地震情報は、市民に対し極めて迅速に周知されなければならないので、次の伝達系統により可能な限り迅速かつ的確に伝達する。

2 対策

(1) 地震に関する情報等

ア 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予測した場合に、震度4以上を予測した地域、または長周期地震動階級3以上を予測した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予測される場合、または長周期地震動階級1以上を予測した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予測震度が6弱以上または長周期地震動階級4を特別警報に位置付けている。

イ 地震に関する情報

地震発生約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度に関する情報及び各地の震度に関する情報などを発表する。

(2) 地震に関する情報の種類

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

<p>震源・震度に関する情報</p>	<p>以下のいずれかを満たした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 	<p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</p>
<p>各地の震度に関する情報</p>	<p>震度1以上</p>	<p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</p>
<p>推計震度分布図</p>	<p>震度5弱以上</p>	<p>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</p>
<p>長周期地震動に関する情報</p>	<p>震度3以上</p>	<p>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。</p>
<p>遠地地震に関する情報</p>	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等・マグニチュード7.0以上・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</p>	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</p>
<p>その他の情報</p>	<p>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発し</p>	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</p>

	た場合等	
--	------	--

(注) 上記の基準のほか、名古屋地方気象台が必要と認めた場合は、情報を発表することがある。

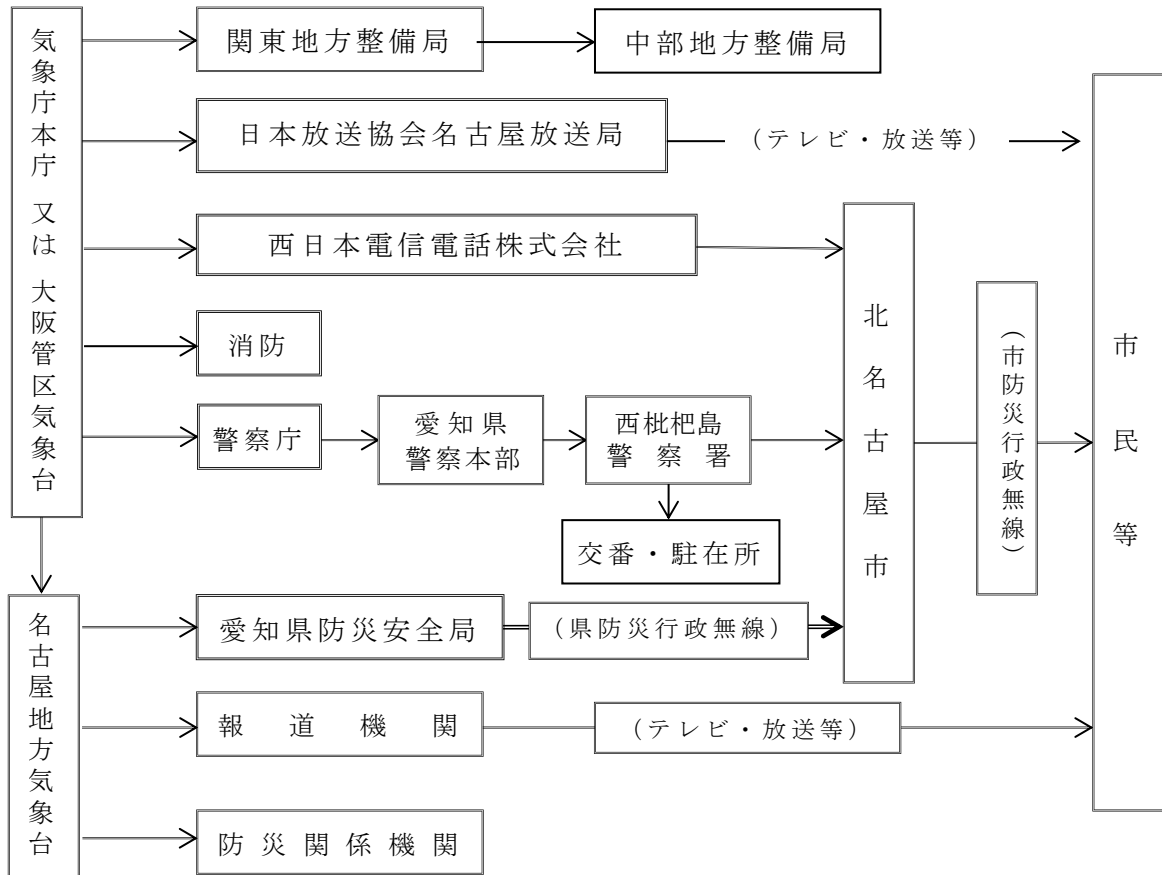
(3) 震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報

県及び県内市町村の計測震度計により観測した震度情報は、即時に県において収集し、市へ伝達される。

ア 伝達系統

気象庁、名古屋地方気象台が発表する地震に関する情報の伝達は、次の伝達系統図による。

《地震に関する伝達系統図》



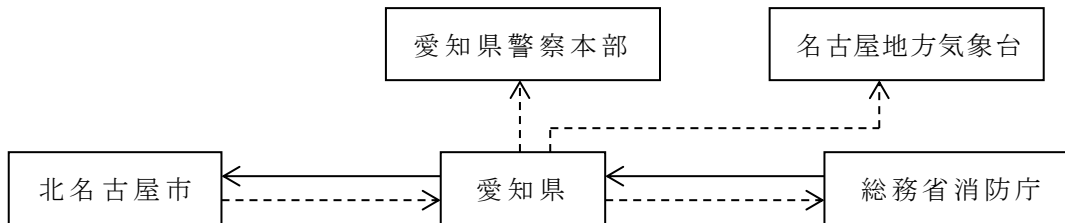
(注) 1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

2 二重枠の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

3 上記伝達系統の他、市民等に対しては緊急速報メール、一斉メール配信システム等により伝達する。

イ 県防災安全局災害対策課において震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおり。

《震度情報の伝達系統図（震度情報ネットワークシステム）》



凡例

——→ 県・消防庁に集まった震度情報の流れ

- - - - -> 市町村で計測した震度情報の流れ

(4) 市における措置

「風水害等災害対策計画編 第3編 第3章 第1節 2 (2) 市における措置」を準用する。

3 受伝達の留意事項

「風水害等災害対策計画編 第3編 第2章 第1節 3 受伝達の留意事項」を準用する。

第2節 避難情報

1 避難の指示等の実施

「風水害等災害対策計画編 第3編 第2章 第2節 避難情報」を準用するが、地震災害においては、以下の基準で避難の指示等を実施する。

地震が発生又は発生することが予想され、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合の基準

<発生後の措置>

- (1) 地震が発生し、応急危険度判定士による診断によって、今後の余震等で建物の倒壊の危険性が認められた場合
- (2) 地震による火災が発生し、延焼のおそれがある場合

以上の状況等を総合的に勘案し、判断をする。

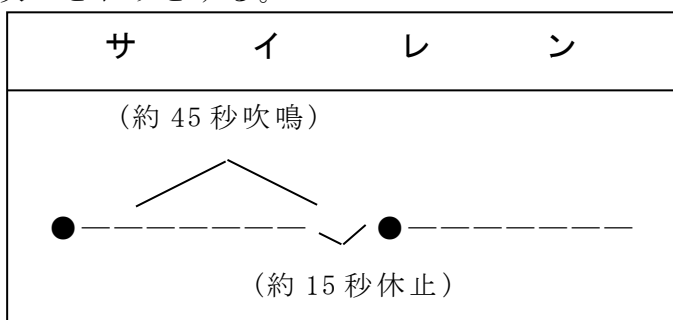
《同報無線での避難指示例》

<文例1>
 先程の地震において、〇〇地区で火災が発生しました。今後の気象状況（風向き）によっては延焼のおそれが見込まれます。市や消防署では延焼防止のための緊急措置を取っていますが、火災の被害拡大が見込まれるため、〇〇地区に避難指示を発令しました。〇〇地区の住民の皆さんは速やかに最寄りの避難所へ避難をしてください。

<文例2>
 先程の地震において、〇〇地区で建物の倒壊が確認されました。今後も余震等により、更に建物の倒壊が増えることが見込まれます。市や県では応急危険度判定士を派遣し、倒壊の危険性があるものについては、最寄りの避難所へ避難をするように促していますが、危険が認められる建物については、自主的に避難するようにして下さい。

2 避難情報の信号

災害により危険地域内の居住者に避難のための立退くべきことを知らせる信号は、次のとおりとする。



備考

- 1 防災行政無線サイレンを使用すること。
- 2 サイレンは適宜の時間継続すること。

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

第1節 被害状況等の収集・伝達

「風水害等災害対策計画編 第3編 第3章 第1節 被害状況等の収集・伝達」を準用する。

ただし、地震災害については、次のとおりである。

1 被害状況等の一般的収集、伝達系統

市及び各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

第2節 通信手段の確保

1 基本方針

東海地震のような予知・海溝型大地震はもとより、阪神・淡路大震災のような内陸直下型の大規模災害時においては、通信回線の輻そうや混信が予測されるので、市及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達重要通信の疎通を確保する。

また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や電話・電報施設の優先利用等を行い、市及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。

なお、建物の倒壊に伴う通信施設の損壊や地盤の揺れ等による被害により、通信関連施設の損壊及び通信の寸断も予測されるので、市及び各防災関係機関はその他の代替施設や効果的な通信手段となる携帯電話等の利用を行うこと、又は市職員を現地に派遣する等の対策を講じ、情報収集を行う。

2 対策

「風水害等災害対策計画編 第3編 第3章 第2節 通信手段の確保」を準用する。

第3節 広報

「風水害等災害対策計画編 第3編 第3章 第3節 広報」を準用する。

第4章 応援協力・派遣要請

「風水害等災害対策計画編 第3編 第4章 応援協力・派遣要請」を準用する。
ただし、地震災害については、次のとおりである。

第1節 南海トラフ地震の発生時における広域受援

南海トラフ地震等発生時における広域受援については、次のとおりである。

1 県、市、防災関係機関における措置

南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。

県、市、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。

(1) 緊急輸送ルートの確保

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動

(2) 救助・救急、消火活動

あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動

(3) 災害医療活動

全国から派遣されたDMA T等による被災地内における医療機関への支援・調整を行う活動

(4) 物資調達

国が被災県からの具体的な要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動

(5) 燃料・電気・ガスの供給

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

2 東海地震、東南海・南海地震発生時における措置

東海地震、東南海・南海地震が発生した場合の対応についても同様とする。

第5章 救出・救助対策

「風水害等災害対策計画編 第3編 第5章 救出・救助対策」を準用する。

第6章 消防活動・危険性物質対策

第1節 消防活動

1 基本方針

地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防団員はもとより市民、事業者あわせて出火防止と初期消火を行うとともに、消防団は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保をはじめ、重要な地域、対象物の防御と救助、救急及び地震による水災の防御等にあたり、激甚な大規模災害等から市民の生命、身体及び財産を保護する。

また、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、西春日井広域事務組合を通じ「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行うとともに、全国的な消防応援体制の充実を図る。

2 被害の状況に応ずる目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって大小さまざまであるので、被害発生規模により物的被害の軽減から人命の安全確保まで、段階的に防御対象と範囲を定め、最も効率的な被害軽減を目標として計画する。なお、激甚な大規模災害が発生した場合、消火栓の使用不能、道路寸断等により、早期に消防力が投入できないことも考えられるため、そうしたことを踏まえた防御計画とする。

- (1) 西春日井広域事務組合及び消防団は、火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- (2) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防護する。
- (3) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においては避難路等の確保を優先し、人命の安全だけは確保する。

3 大地震火災防御の実施要領

(1) 防御方針

ア 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い一挙鎮圧を図る。

イ 火災件数が消防力を上回るような場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防御する。

- ウ 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保、防御にあたる。
- エ 火災が著しく多発、市民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力をつくして避難者の安全確保、防御にあたる。
- オ 大量の人命救助事象が発生した場合は、火災状況により優先的にこれを実施する。
- カ 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合、あるいは、すでに延焼してしまった場合は、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみを防御し、後に上記の要領により防御する。
- キ 火災、水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先とする。

(2) 重要対象物の指定

西春日井広域事務組合消防長(消防署長)は、避難所、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中核機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関等の施設を、地震時における重要対象物として指定する。

ア 避難所

小・中学校体育館等

イ 救援物資の集積場所

市総合体育館

ウ 救護施設

健康ドーム

エ 応急に直接必要な災害対策の中核機関

災害対策本部(庁舎)、消防団(消防車庫)、防災倉庫

オ 市民生活に直接影響を及ぼす公共機関等の施設

庁舎、小・中学校、保育園、社会福祉施設

(3) 延焼阻止線

延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域からの延焼拡大した火災を延焼阻止効果のある所で集中的に防御し、阻止しようとするもので地形地物、空地、水利の状況と動員部隊と勘案して予定する。(25m以上の道路)

(4) 避難場所・避難路

避難場所は「広域避難場所」とするが、一時避難場所についても市民に対し周知しておく。また、避難場所に通ずる幹線道路を一応の避難路とするが、防御の重点は、河川に面した所は橋りょう付近、その他の地点については避難上特に障害が予想され、混乱を生ずると思われる地点とする。

また、地区分けをする場合においては、自治会及び町内会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、市民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

(5) 部隊運用要領

ア 消防団本部の設置

消防団長は、災害対策本部内に消防団本部を設け、所属団員を指揮して所轄区域内の消防団活動にあたる。

イ 分団の部隊運用要領

(ア) 重要な地域の火災を重点とした部隊運用を図る。

(イ) 避難指示（緊急）等が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして、防御にあたる。

(6) 消防活動計画図の作成

消防活動計画図は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、団、対策本部とそれぞれの立場において検討調整を行い、作成する。

(7) 計画の検討・調整

集中防御地点・避難予定路等の決定にあたっては、隣接署（本部）に重大な影響を及ぼすので、木造住宅の密集状況や航空写真等により、隣接署（本部）との調整を図る。

4 消防団活動

消防団は地域に密着した防災機関として、次により出火防止をはじめとする住民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防御にあたる。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団単位で消火・救急救助活動が行えるよう資機材等を整備する。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 2 消防団及び消防水利

(1) 出火防止

発災と同時に居住地付近の住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は住民を督励して初期消火の徹底を図る。

(2) 消火活動

消防署の消防車が出動困難な地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動は、単独若しくは消防署と協力して行う。

(3) 消防隊の応援

道路が混雑又は渋滞して消防活動に支障をきたす場合は、消防署の先導車の応援要員として消火活動に協力するとともに、道路障害の排除及び消防隊の誘導にあたる。

(4) 救助救出

要救助者の救助・救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

(5) 避難方向の指示

避難の指示等がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、市民に安全な方向を指示する。

第2節 危険物施設対策計画

火薬類・高圧ガス・石油類及び化学薬品（以下「危険物」という。）の爆発・火災は、地域住民の生命・身体及び財産に多大の危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を迅速に取り除くため応急的な措置を中心に定める。

1 市の措置

- (1) 人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- (2) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。
- (3) 災害の状況等により事故処理剤が不足する場合、事故処理剤の確保について県に要請する。
- (4) 地震により災害が発生し、周辺住民等に被害を及ぼしたり不安を与えるおそれがある場合は、災害の状況や避難の必要性等について、速やかに正確な情報を提供する。
- (5) 危険物及びその施設の所有者・管理者に対して危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、一般市民の立入り制限、退去等を命令する。
- (6) 流出、転倒及び浮上した油そう、ガスタンク等に対しては、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させる。
- (7) 漏油した場所その他危険区域はロープで区画し係員を配置する。
- (8) 放射性物資に対する措置も医療機関と緊密な連絡をとり同様の措置をとる。
- (9) なお、放射性物質及び原子力災害については、原子力災害対策計画編によるものとする。

2 危険物及びその施設の所有者・管理者の措置

- (1) 防災要員の確保
管理者等は、地震発生後直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保する。
- (2) 応急点検及び応急措置
管理者等は、危険物施設の実態に応じ、危険物の流出、出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに施設の応急点検を行い、被害状況を把握する。
また、危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちに警察、消防機関等へ通報する。
- (3) 情報の提供及び広報
管理者等は、地震による災害が発生し、周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況や避難の必要性等に関する正確な情報を速やかに提供するとともに、いたずらに市民の不安を増大させないための災害広報活動を積極的に行う。

第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策

「風水害等災害対策計画編 第3編 第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策」を準用する。

第8章 交通の確保・緊急輸送対策

第1節 道路交通規制等

「風水害等災害対策計画編 第3編 第7章 第1節 道路交通規制等」を準用する。

ただし、地震災害については、次のとおりである。

1 自衛官及び消防吏員における措置

派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。

その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

2 自動車運転者措置

(1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で非難すること。

ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。

イ 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。

エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

カ 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

- (2) 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。
- ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。
 - イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。
- (3) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。
- ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - (ア) 緊急交通路に指定された区間以外の場所
 - (イ) 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所
 - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ウ 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

第2節 鉄道施設対策

1 基本方針

非常災害に際してその被害状況を的確に把握し、乗客等の救護・誘導及び被害箇所の早期復旧を図り、輸送機能の確保に努める。

2 対策

(1) 市

市は、名古屋鉄道株式会社と協力し、次の応急措置を実施する。

- ア 被害状況の把握、負傷者等の受け入れ、救護所や医療機関への搬送
- イ 乗客等の避難誘導
- ウ 被害個所の早期復旧への協力

(2) 名古屋鉄道株式会社

名古屋鉄道株式会社は、地震による異常を認めたときは、次の応急措置を実施する。

ア 災害対策本部の設置

イ 乗務員関係

(ア) 危険箇所を避けて列車を停止、駅又は運転指令への連絡

(イ) 旅客の救護・誘導

ウ 駅関係

(ア) 列車の停止手配、出発の見合わせ

(イ) 運転に必要な事項の指示、伝達

(ウ) 駅周辺及び沿線の被害状況等の把握、旅客等への周知

(エ) 避難誘導、救護誘導、混乱の防止

エ 諸施設関係

(ア) 諸施設の点検、巡回、警備

(イ) 応急復旧、必要に応じて外注工事の実施

第3節 緊急輸送手段の確保

「風水害等災害対策計画編 第3編 第7章 第3節 緊急輸送手段の確保」を準用する。

第9章 浸水対策

堤防の崩壊・亀裂、水門、樋門の被害による浸水のおそれがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。

浸水対策については、「北名古屋市水防計画」に準拠して次の事項を実施する。

1 大規模災害が発生した場合の対策

(1) 監視・警戒活動

大規模地震が発生したとき、又はこれに起因する災害が発生した場合は、直ちに河川、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所その他重要箇所の監視及び警戒にあたる。

(2) 浸水対策用資機材

市の備蓄する浸水対策用資機材に不足を生ずるような緊急事態に際したときは、県に資機材の支援を要請するとともに、必要な機材等を保有する事業者の協力を依頼する。

(3) 水門、樋門の操作

水門、樋門、水路等の管理者（操作責任者を含む。）は、災害が発生するおそれがあるとき又は災害が発生したときは、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

(4) 漏、溢水防止応急復旧活動

各管理者は、堤防、水門、樋門、水路等の被害状況を確認し、必要に応じて応急復旧対策を実施するほか、被害状況に応じて排水ポンプによる応急排水を実施する。また、必要に応じて可搬式ポンプの貸出を県に要請する。

2 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

(1) 水門・樋門の操作

水門や樋門に被害が発生し、沈下や変形等により開閉操作が円滑に行われなない場合は、専門業者への緊急連絡により、速やかに操作を行う体制を構築する。

(2) 漏水、溢水防止応急活動

ア 河川

地震により、堤防の崩壊が広範囲にわたって起きた場合には、大量の土砂が必要となる。よって、河川区域において活用可能な土地を利用した緊急用土砂の確保に努める。

また、水門や樋門が損壊した場合、直ちに仮締め切り等の応急処置がとれるよう専門業者への緊急連絡により早期復旧を図る。

イ 農業用施設

各管理者は、堤防、水門、樋門、水路等の被害状況を確認し、被害の拡大及び二次災害を防止するため関係機関へ応援協力を要請するとともに、迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を実施する。

第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

「風水害等災害対策計画編 第3編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」を準用する。

ただし、地震災害については、次のとおりである。

第1節 帰宅困難者対策

1 予想される被害状況

北名古屋市の常住地による人口（平成27年国勢調査）

単位：人

総数 (夜間人口)	従業も通学も していない	自宅で従業	市内で 従業・通学	県内他市区町村 で従業・通学	他県で 従業・通学
84,133	27,807	3,623	19,391	26,944	1,091

北名古屋市の従業地・通学地による人口（平成27年国勢調査）単位：人

総数 (昼間人口)	県内他市町村に常住	他県に常住
76,511	18,470	1,943

上記の表からわかるとおり、本市は、昼間人口の流出超過の傾向にあるが、流入人口も多く見られる。このため、大規模地震が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難になる人々が多数発生することが想定される。

特に通勤、通学等の手段は大量輸送機関である鉄道に大きく依存しているため、その機能が停止又は低下した場合、多数の徒歩帰宅者の発生が予測される。

2 基本方針

市は、帰宅困難者に対する対応として、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援等を各機関・事業所等と協力して実施する。

このため、まず事業所や学校等は、組織として、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等の扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、状況に応じて順次帰宅させる。

また、市内の学校や郵便局等の公共公益施設における被災状況や交通機関の運行状況等の情報提供、及び協定を締結している民間企業等からの飲料水や食料の提供、企業の従業員や児童生徒等の保護等について、支援体制の構築を図る。

3 対策

「風水害等災害対策計画編 第3編 第9章 第3節 帰宅困難者対策」を準用する。

第11章 水・食品・生活必需品等の供給

「風水害等災害対策計画編 第3編 第10章 水・食品・生活必需品の供給」を準用する。

ただし、地震災害については、次のとおりである。

第1節 給水

「風水害等災害対策計画編 第3編 第10章 第1節 給水」の定めるところによるが、特に地震災害時には次に示す対策による。

1 給水対象及び給水量

給水は、備蓄飲料水及びろ水機によるろ過水等を現地の実情に応じて行うものとし、給水の対象は、災害により水道・井戸等の給水施設が破損して、飲料水が得られない被災者とする。

応急給水量は、下表に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。

地震発生からの日数	目標水量 (リットル/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～ 3日	3	おおむね1km以内	耐震性貯水槽、タンク車
4日～10日	20	おおむね250m以内	配水幹線等からの仮設給水栓
11日～21日	100	おおむね100m以内	同上
22日～28日	被災前給水量 (約250)	おおむね10m以内	仮配管からの各給水共用栓

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 5 救助用施設・設備等 (8) 飲料水兼用耐震性貯水槽

2 給水の手法

給水にあたっては、目標水量に基づき、備蓄保存水の配布、耐震性貯水槽やプール等の非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等での「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。

この際、医療施設、避難所等への給水を優先するとともに、すべての被災者に対して公平に実施するよう努める。

3 非常用水源の確保

非常用水源としては次のものを使用する。

(1) 最寄利用可能水源の利用

最寄水道水源あるいは最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。

(2) 水道用貯留施設の利用

浄水池、ポンプ井戸、取水塔、配水塔、圧力タンク、耐震性貯水槽

(3) 受水槽の利用

公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。

(4) プール、ため池、沈殿池、河川の利用

予め選定した比較的汚染の少ない水源に水質検査を実施してこれを給水する。

飲料水等で清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で浄化したのち、塩素剤により滅菌して応急給水する。

(5) 井戸の利用

浅井戸あるいは深井戸等は、地震により崩壊、水脈変化による水質・水量の変化等の心配があるので、使用にあたっては水質に十分注意してから使用する。

また、県が提供する災害時井戸情報を活用し、生活用水を確保する。

第2節 救援物資の受入れ・供給システム

1 救援物資の要請

災害発生後市内での調達・備蓄による飲料水、食料、応急物資では不足が生じる場合、県に支援を要請する。大規模地震が発生した場合、国は計画どおり救援物資を県単位で被災地へ送ることとなっており、市は必要な物資を速やかに県に連絡する。要請を行う場合、必要とする物資の内容、量、送付方法等について明確に伝達する。

一般市民からの義援物資については、マスコミ等へ情報提供する場合、時間の経過に伴うニーズの変化や、輸送能力が対応できない場合等があるため、これに十分留意する必要がある。また、物資が充足した時点で、要請の打ち切りを速やかに情報提供を行う。

2 救援物資の受け入れ

救援物資を受け入れる際は、市職員及びボランティア等の支援を受けて物資拠点を設置し、その受け入れ及び各避難所等への配分を実施する。

《物資拠点地》

物資拠点地	施設名
	東庁舎、市民総合体育館

第12章 環境汚染防止及び地域安全対策

第1節 環境汚染防止対策

地震災害時には次に示す対策による。

1 環境汚染の防止

(1) 大規模災害が発生した場合の対策

ア 被災状況を勘案し、事業者には汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。

イ 大気・水質監視テレメータシステム及び大気汚染測定車によるデータ収集並びに県内市町村等の分析機関と連携して環境汚染モニタリングを行い、環境汚染状況やその発生源を的確に把握する。

(2) 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

早急に被害状況を把握し、関係機関等との情報交換を行い、環境調査等を行うために必要な人員、機材等の援助について応援を依頼するとともに、事業者に対し応急対策の実施を指導する。

2 震災時における廃棄物の発生傾向の把握

(1) ごみの発生傾向

ごみの発生量は、震災の規模や人口密度等の地域性により、大きく変動するが、過去の震災の例（阪神・淡路大震災）では、生ごみを中心とした「家庭ごみ」は、水道・ガス等のライフラインの供給停止等により、通常時よりやや増加にとどまったのに対し、家具等の「荒ごみ」は通常発生量の4～5倍に達し、その後も高水準で移行し、低下傾向を示しはじめるまで約6か月を要した。

また、家庭系・事業系を問わず、損壊家屋等のがれき類と併せて排出されたため、収集の危険性・困難度が飛躍的に高まり、分別も非常に困難となった。

収集・処理においては、がれき類の処理と整合性をとりつつ、季節等の発生時期、発生量、道路交通の状況、避難所ごみ、救援物資等一時的な大量ごみ、さらには保健衛生等をも考慮した収集処理計画の策定を目指す。

(2) 災害廃棄物の発生傾向

損壊家屋・事業所等の解体時に発生する廃材、コンクリート塊、鉄筋等のがれきは、地震発生から長期にわたり大量に排出される傾向がある。

この災害廃棄物は、日常行うごみ・し尿の収集以外に新たに発生するものであり、道路の寸断、交通渋滞等の要因も絡み、通常の収集手段だけでは対処できない状況が考えられる。

(3) 処理情報システムの整備

地区別の廃棄物の発生量予測及び道路状況を勘案した収集体系のシステム整備に努め、発生量に応じ県、他市町村等の応援を要請する。

第2節 地域安全対策

「風水害等災害対策計画編 第3編 第11章 地域安全対策」を準用するが、地震災害に対しては、以下の事項とする。

1 災害警備対策

大震災の発生による建造物の倒壊、火災、浸水、道路の損壊、電話の不通、停電、ガス漏れ、犯罪の発生等により社会生活が一時的に麻痺状態となることから、時間的な経過とともに被災者の不安、動揺の高まり、生活必需物資の欠乏、物の買い占め、売り惜しみ、不当価格販売及びこれらの混乱に乗じた各種犯罪の発生が予想される。

従って市は、早期に警備体制を確立し、市民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、西枇杷島警察署との緊密な連絡の下に災害情報の収集に努め、交通の確保、犯罪の予防等の災害警備活動を推進する。

混乱状態を早期に收拾し、民心の安定を図るため次の活動を重点として推進する。

2 情報の収集及び伝達

災害応急対策活動を実施するのに必要な情報、特に被害の実態及び被害の拡大の見通し等の情報を重点的に収集するとともに速やかに関係機関に伝達する。具体的には、「風水害等災害対策計画編 第3編 第3章 第1節 被害状況等の収集・伝達」を準用する。

3 被害実態の把握

- (1) 人的被害の状況
- (2) 家屋等の倒壊状況
- (3) 火災の発生及び延焼状況
- (4) 二次災害の発生状況
- (5) 道路・橋梁の損壊状況
- (6) 交通機関の被害状況
- (7) 市民の避難・混乱の発生状況
- (8) 水道・ガス・電気の被害状況
- (9) 堤防やその他危険箇所等の状況

4 被災者の救出及び負傷者の救護

被害の程度に応じて救出部隊を派遣し、倒壊家屋の密集地帯等、多数の人が集合する場所を重点的に、各種救出機材を有効に活用し救出救護を実施する。

5 危険箇所の警戒及び市民に対する避難誘導等

- (1) 火災、爆発、建物等の倒壊等により、危険な事態が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その警戒を実施する。
- (2) 避難誘導は、本編第2章に基づき実施する。

6 避難路及び緊急輸送路の確保、交通混乱の防止及び交通秩序の確保

避難誘導にあたっては、道路、家屋、電柱その他工作物の倒壊等の状況を把握し、速やかに避難路を決定し確保する。

7 保安及び地域安全対策等

(1) 保安対策

危険物等の貯蔵施設に対しては警戒要員を派遣し、警戒区域（警戒線）内への立入禁止制限、避難誘導、広報等を実施し危険物による災害の未然防止と拡大防止に努める。

(2) 地域安全対策

避難後の住宅密集地域、避難場所、食品倉庫、金融機関等の防犯対象及び各種犯罪の多発地域等については、重点的に警ら警戒及び広報活動を強化し、各種犯罪の未然防止に努める。

そのため、地域防犯団体等に対して、火災及び盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。

(3) 生活経済対策

被災地の混乱に乗じた集団による不法行為、生活必需物資等の欠乏に伴う買い占め、売り惜しみ及び暴利販売等については取締りを強化する。

(4) サイバー攻撃対策

混乱に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集、及び市民への適切な情報提供に努める。

8 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、火災の発生・延焼状況、避難場所、避難経路、救護所の設置場所等の気象情報及び交通規制状況等について積極的な広報を行う。

第13章 遺体の取扱い

「風水害等災害対策計画編 第3編 第12章 遺体の取扱い」を準用する。

第14章 ライフライン施設等の応急対策

第1節 電力施設対策

1 基本方針

被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施する。

特に、電力供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域への電力の供給を停止して火災、爆発等の二次災害の防止を図るとともに早期復旧を実施し、更に被災地域以外へは可能な限り電力の供給を継続する。

また、路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

2 対策

(1) 市

市は、電力会社と協力し、次の応急措置を実施する。

- ア 被害状況の把握
- イ 停電の長期化に備えた避難所等における発電機の確保
- ウ 復旧工事に必要な設備・施設等の確保の協力

(2) 電力事業者

電力会社は、次の応急措置を実施する。なお、応急措置にあたっては、病院、災害対策本部、警察、ガス、水道、交通、通信等の機関及び民心の安定に寄与する報道機関、避難施設を優先する。

- ア 非常体制の発令、本店等における非常災害対策本部の設置
- イ 情報の収集と伝達
- ウ 危険があると認められる範囲における、送電遮断等の危険防止措置
- エ 復旧要員及び復旧資機材の確保、必要に応じて請負会社等及び他電力会社への応援依頼
- オ 広報活動
 - (ア) 電気の復旧状況・公衆感電事故防止のPR
 - (イ) 被災地域における需要家の電気相談の実施、臨時電気相談窓口の設置の検討・実施
 - (ウ) 地域復旧体制への協力、地域防災機関への要員派遣、連携の緊密化
 - (エ) 避難誘導、救護誘導、混乱の防止
- カ 関係機関との連携

第2節 ガス施設対策

1 基本方針

ガス事業者は、ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域への都市ガスの供給を停止して火災、爆発等の二次災害の防止を図るとともに早期復旧を実施し、更に被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。

2 対策

(1) 市

市は、ガス事業者と協力し、次の応急措置を実施する。

ア 被害状況の把握

イ 安全が確認されるまでガス使用の禁止を呼びかける等、配管の損傷や爆発等による二次災害発生の防止

ウ 復旧工事に必要な設備・施設等の確保の協力

(2) ガス事業者

ガス事業者は、次の応急措置を実施する。なお、応急措置にあたっては、災害対策本部、避難所、救護所等の重要施設について、可能な限り早期復旧に努める。

また、各種の被害情報を総合的に判断し、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。

ア 災害対策本部の設置（緊急動員については各社の災害対策規程等によって定める動員体制による。震度5弱以上の地震が発生したときは、防災要員は呼出しを待たずに自動出社する。）

イ 導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報収集、被害状況の把握

ウ 必要に応じて供給停止、建物倒壊、火災発生、地盤崩壊等により被害が集中して発生する地域にあつては、低圧ブロック単位での供給停止

エ 供給を一時停止した地域に対する復旧（順序は次による。）

(ア) 需要家の閉栓の確認

(イ) 導管の被害箇所の調査及び修理

(ウ) 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

(エ) 需要家の開栓、試点火

オ ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等の周知

カ 被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

第3節 LPガス（プロパンガス）施設対策

1 予想される被害・状況等

LPガス（プロパンガス）は、個別供給方式であるため、広範かつ大規模な災害の発生は考えられない。消費設備については、配管のねじ部の亀裂発生、折損等が危惧されるが、マイコンメーターが設置されているため、大量のガス漏洩がなく、供給設備についても、容器は、鎖による固定及び高圧ホースに接続されているので、転倒が少ない。また、配管ホースが離脱、折損した場合でも、ガス放出防止器が設置されているものは、ガス漏洩はないものと考えられるが、被害の状況によっては、建物の倒壊、火災の発生に伴い、ガス漏洩、引火等のおそれがあると考えられる。

2 基本方針

緊急対応措置として、一般社団法人愛知県LPガス協会作成の「愛知県LPガス災害対策マニュアル」の定めに従って、被害状況の確認及び二次災害の発生防止措置を講じ、その後、供給設備・消費設備の安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じるよう指導・要請する。

3 対策

(1) 市

市は、ガス事業者と協力し、次の応急措置を実施する。

ア 被害状況の把握

イ 安全が確認されるまでガス使用の禁止を呼びかける等、配管の損傷や爆発等による二次災害発生の防止

ウ 復旧工事に必要な設備・施設等の確保の協力

(2) ガス事業者

ガス事業者は、次の応急措置を実施する。なお、応急措置にあたっては、災害対策本部、避難所、救護所等の重要施設について、可能な限り早期復旧に努める。

ア 災害対策本部の設置

震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県LPガス協会内に災害対策本部を設置する。

必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

イ 情報の収集

県内5支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、地震の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

ウ 愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づく被害状況の確認と二次被害の

- 発生防止の措置
- エ 応急復旧作業
- オ 二次災害防止の措置、使用再開にあたっての注意、設備一斉点検の実施等の周知
- カ 二次災害のおそれがある施設に対する使用停止又は容器撤去
- キ 安全確認が完了するまで、容器バブルを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請

第4節 上水道施設対策

1 基本方針

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、市民が必要とする最小限の飲料水を応急給水する必要がある。断水が長時間にわたると市民生活に重大な影響を与えるので、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧をすすめ、給水の再開に努める。

なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。また、この応急給水及び施設復旧は、被災規模に応じた迅速な対応が行えるように支援体制を確立する。

2 対策

(1) 市

市は、北名古屋水道事業団、名古屋市上下水道局と協力し、次の応急措置を実施する。

また、市は県に支援を要請するが、その実施が困難な場合には県が自衛隊あるいは他府県への応援を要請する。特に、近隣県からの応援は初動に有効となるため、応援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保する。

ア 応急給水が開始されるまでの最小限の飲料水の確保

イ 北名古屋水道事業団、名古屋市上下水道局が実施する応急給水、応急復旧への協力

(2) 北名古屋水道事業団

北名古屋水道事業団は、次の応急措置を実施する。

ア 施設の復旧が困難な場合は、「水道災害相互応援に関する覚書」に基づき近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。

イ 配管設備破損の場合は、応急修理による給水、弁操作により他系統の管網からの給水を実施する。大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を配置する。

ウ 水源が破壊され、復旧困難な場合は、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

3 災害時における飲料水等の供給に関する協定

市は、災害が発生し、水道施設の被災により給水機能を継続できなくなった場合は、「災害時における物資調達に関する協定書」に基づき、北名古屋市商工会に対して、災害救助に必要な飲料水等の調達協力を要請する。

第5節 下水道施設対策

1 基本方針

下水管渠、ポンプ場等の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に大規模地震が発生した場合、ポンプ場、終末処理場においては、損傷は比較的少ないものと考えられるが軟弱地盤に埋設されている小口径の下水管渠については、地盤の変動、不等沈下、亀裂等により損傷を生ずることが想定される。

また、電源が停止したときには自家発電装置により、応急的に運転可能であるが、長期間にわたるとその機能を十分に発揮し得ない状態となることが想定される。

さらに、直下型等の地震動が大きな地震においては、特に地盤の液状化や側方流動により、ポンプ場等も被害を受け、排水機能に影響する可能性も考えられ、市民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。

2 対策

市は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 応急復旧活動の実施

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

(2) 応援の要請

市独自では対応が不十分であると判断された場合には、中部10県4市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部へ応援要請する。

第6節 通信施設の応急措置

「風水害等災害対策計画編 第3編 第13章 第5節 通信施設の応急措置」を準用する。

第7節 郵便業務の応急措置

「風水害等災害対策計画編 第3編 第13章 第6節 郵便業務の応急措置」を準用する。

第8節 ライフライン施設の応急復旧

「風水害等災害対策計画編 第3編 第13章 第7節 「ライフライン施設の応急復旧」を準用する

第15章 住宅対策

第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定

1 基本方針

災害により、多くの建築物や宅地が被害を受けることが予想され、さらに被災した建築物及び宅地により、その後市民の生命に関わる二次災害の発生のおそれがある。また、災害直後に、被災した建築物及び宅地の安全性はどうか等の判断は専門的知識を持たない被災者には困難である。

このため、あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して危険度判定を行いその危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。

2 実施内容

(1) 実施本部の設置

ア 市は、市内で判定を実施するにあたり、市災害対策本部の中に市被災建築物応急危険度判定実施本部及び市被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

イ 実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の被災宅地危険度判定支援本部へ支援要請を行う。

ウ 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、被災宅地危険度判定活動を実施する。

判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

(2) 県による被災宅地危険度判定支援本部への要請

市は、判定能力が不足する場合は、県に対して被災宅地危険度判定の実施及び応援判定士の派遣等の後方支援を要請する。

(3) 被災宅地危険度判定活動の実施

判定士が建築物の被災状況を現地調査して、建築物の危険度を判定し、建築物に判定結果を表示することにより、建物の所有者等に注意を喚起する。

第2節 被災住宅等の調査

1 基本方針

市は、災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

2 実施内容

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

1 基本方針

市は、県が実施する、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅の空き家の提供に対し、協力する。

市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

2 県等が実施する対策

県、地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空き家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空き家を選定・確保し、空き家の提供に協力する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるため、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図る。

(5) 応援協力の要請

被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼を行い必要な戸数の確保に努める。

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

1 基本方針

市は、県が実施する、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理に協力するとともに、障害物の除去を実施する。

県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

また、応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

2 実施内容

(1) 応援協力の要請（様式 36～39）

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

(2) 建設用地の確保

ア 市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。

また、用地の選定にあたっては、二次災害に十分配慮する。

イ 市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、県が実施する。

(4) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、市は、県が行う救助の補助として委託を受けこれを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

(5) 管理運営

ア 応急仮設住宅の管理運営については、市は、県が行う救助の補助として委

託を受けこれを行う。

イ 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

(6) 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から 2 年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

3 災害救助法の適用等

- (1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

第5節 住宅の応急修理

1 対策（様式 40～42）

- (1) 市は、住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。
- (2) 県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり、次のとおり実施する。

ア 応急修理を受ける者の範囲

- (ア) 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者
- (イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 修理の範囲

居室、炊事場、トイレ等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 修理の期間

災害が発生してから 3 か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6 か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長する。

オ 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

(3) 災害救助法の適用

ア 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。

ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

イ 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

第6節 障害物の除去

1 対策（様式43）

(1) 障害物除去の実施

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行う。

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレ等当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレ等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長する。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

(3) 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が実施機関となるが、障害物の除去については市長への委任を想定しているため、直接の事務は、市で行われることになる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則に

よる。

第16章 学校等における対策

「風水害等災害対策計画編 第3編 第19章 学校等における対策」を準用する。

第17章 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出

「風水害等災害対策計画編 第3編 第20章 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出」を準用する。

第18章 義援金品等の募集・受付・配分

「風水害等災害対策計画編 第3編 第21章 義援金品等の募集・受付・配分」を準用する。

第19章 大規模地震が時間差で発生した場合の対策

1 基本方針

南海トラフ地震等においては、各震源域において同時又は区域ごとに発生、あるいは数時間から数日間の時間差で発生することが危惧されている。時間差で発生した場合被害が拡大する可能性があるため、市は次に示す対策を最初の地震発生後、早急を実施し、被害の拡大を防止することに努める。

2 対策

(1) 危険な地域、建築物への立ち入り規制

最初の地震で液状化等により地盤が緩んだ地域、脆弱になった住宅等が後発の地震で崩壊・倒壊することによる人的被害を防止するため、危険な地域・建築物への立ち入りを禁止し、住宅等の危険度判定を早急を実施する。

(2) 建築物等の危険度判定

最初の地震が発生した後、早急に建築物等の危険度を把握する必要がある、特に避難所となる小中学校については優先的に危険度判定を実施する。(詳細については、「風水害等災害対策計画編 第3章 第32節 1被災宅地の危険度判定」を準用する。)

判定の結果、余震及び後発の地震で倒壊のおそれがあると認められた場合は、最寄り地区の一時避難所又は広域避難場所へ市民を誘導し、ロープ等で立ち入り禁止区域であることを市民に周知する。

第20章 二次災害の防止

地震による地盤の緩みや施設の損壊等に起因する土砂災害等の被害を防止するため、必要な調査を実施し、必要な事項を市民に広報するとともに、危険な個所の警戒を実施する。

1 二次災害の調査、応急復旧

地震発生後、降雨や余震によって発生する二次災害のおそれがある箇所を予想するため、調査を行うとともに、応急復旧により災害防止対策を推進する。なお、二次災害防止のために必要な調査及び応急復旧として、次のものがあげられる。

(1) 河川被災箇所の実態調査

ア 調査区域

市内全域の1、2級河川及び準用河川

イ 調査メンバー

県、市等の関係職員

ウ 調査内容

震災に係る被害箇所について、損傷の状況を調査・把握し、応急復旧の有無、本格復旧方法について検討を行う。

(2) 下水道被災箇所の実態調査

ア 調査区域

市内全域

イ 調査メンバー

市職員、大都市等からの応援の他、設計コンサルタント、土木工事業者等の関係者

ウ 調査内容

震災による被害箇所について、損傷の状況を調査・把握し、応急復旧の有無、本格復旧方法について検討を行う。

(3) 道路被災箇所の実態調査

ア 調査区域

市内全域

イ 調査メンバー

市職員

ウ 調査内容

震災による被害箇所について、損傷の状況を調査・把握し、応急復旧の有無、本格復旧方法について検討を行う。

(4) 宅地被災箇所

市民からの通報をもとに被災調査を行う。

ア 調査区域

市内全域

イ 調査メンバー

市職員、国等他機関、被災宅地応急危険度判定士

ウ 調査内容

市全域を調査し、被害程度により特に二次災害防止対策の必要性の有無を把握する。

2 市民への広報、伝達

二次災害に関する情報を市民及び関係機関に周知する。事前の広報、伝達は以下のとおりである。

(1) 周知内容

ア 二次災害が予想される箇所及び予想される危険箇所の公表

イ 緊急時に備えて気象情報に留意すること等の心構えと携行品の準備

ウ 避難先

エ 緊急時における連絡先等

(2) 周知方法

ア 広報紙

イ 緊急避難場所、危険箇所を記載したチラシの各戸配布

3 警戒体制

二次災害防止のために、監視、パトロール等を実施することにより、災害発生又は予想箇所の発見に努め、適切迅速なる対策を講ずる。

(1) 水防監視等

ア 水防巡視員の配置

本部長は、あらかじめ水防巡視員を定め、河川水防地区等の巡視にあたらせる。

イ 水防巡視員・連絡員の配置

(ア) 本部長は、水位計の監視により通報水位に達するおそれがある場合、消防団員に対し水防地区監視のための出動待機を求め、通報水位に達したときは、直ちに警戒にあたらせる。

(イ) 河川水防地区において通報水位に達したときは、監視員、連絡員が監視にあたる。監視員は異常を発見したときは、直ちに連絡員に連絡し、連絡員は防災監に報告する。

(ウ) 監視員・連絡員は、消防団員又は市職員をもってあてる。

ウ 水防上影響のある工事の監視

市水防関係部に防災指令が発令されたときは、工事施工者は厳重な警戒を行い、危険な箇所を発見し、危険な状況が予想をこえるときは、必要な措置を講じなければならない。

(2) 道路パトロール

降雨時による災害発生の危険性が予想される場合、震災による被災地区、被災路線、主要幹線道路、その他沿道区域のパトロールを実施し、関係機関との緊密な連携により、災害発生または危険箇所の発見に努め、かつ事故防止のための適切迅速なる対策を講じることにより、交通の安全を図る。

第4編 災害復旧・復興

第1章 復興体制

「風水害等災害対策計画編 第4編 第1章 復興体制」を準用する。

第2章 公共施設災害復旧対策

「風水害等災害対策計画編 第4編 第2章 公共施設災害復旧対策」を準用する。

ただし、地震災害については、次のとおりである。

1 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、県又は市からの要請により国が代行して実施することができる。

第3章 災害廃棄物処理対策

「風水害等災害対策計画編 第4編 第3章 災害廃棄物処理対策」を準用する。

第4章 震災復興都市計画の手続き

震災復興都市計画の基本方針

大地震により大規模に被災した地区で、緊急かつ円滑に都市を復興するための震災復興都市計画は、県との緊密な連携のもとに、「緊急復興都市計画整備地区」の指定を行い、その指定の後、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。

手続きは、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照して行う。

第1節 第一次建築制限

1 緊急復興都市計画整備地区について

(1) 指定手順

緊急復興都市計画整備地区の指定は次の手順より行う。

- ① 市は県と連携し、市街地の被災状況を把握する。
- ② 被災状況を踏まえ、被災後10日以内に緊急復興都市計画整備地区の案を原則として市が作成し、県（建築指導課または尾張建設事務所都市計画課）に申出を行う。
- ③ 県の「県復興都市計画連絡会」において、市から提案された案について調整を行い、関係法令等に適合するものについては、発災後14日を目処に緊急復興都市計画整備地区として指定され、市に通知がされる。
- ④ 市は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興にあたっての大きな方向性を示した基本方針を策定する。

(2) 指定基準

次の各号に該当する市街地について、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要と認めるときは、県知事が原則として「緊急復興都市計画整備地区」を建築基準法第84条の区域（災害が発生した日から1ヶ月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に1ヶ月を超えない範囲内において、期間を延長することができる。）に定める。

- ① 大規模な火災、震災その他の災害により当該地区内において相当数の建築建物が滅失したこと。
- ② 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- ③ 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開事業その他建築物、若しくは建築敷地の整備、又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

第2節 第二次建築制限

1 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表

県及び市は、基本方針を踏まえた上で発災後2ヶ月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画（骨子案）を策定する。県都市復興基本計画（骨子案）は、北名古屋市都市復興基本計画（骨子案）に先立ち、策定及び公表される。

基本計画（骨子案）は、発災後2ヶ月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定について

建築基準法第84条の区域指定の後、市は被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を都市計画に定める。

復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。

第3節 復興都市計画事業の都市計画決定

1 復興都市計画の策定と公表

県及び市は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）を策定・公表する。

市は都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

策定にあたっては、復興に関する北名古屋市基本方針、都市計画マスタープラン、総合計画等を踏まえる。

2 復興都市計画事業の都市計画決定について

市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後6ヶ月を目途）に行う。

第5章 被災者等の生活再建等の支援

「風水害等災害対策計画編 第4編 第4章 被災者等の生活再建等の支援」を準用する。

第6章 商工業・農林水産業の再建支援

「風水害等災害対策計画編 第4編 第5章 商工業・農林水産業の再建支援」を準用する。

第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で、南海トラフ地震臨時情報を活用することが重要である。

また、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、県、市、防災関係機関等が地域の実情に応じてあらかじめ検討し、連携協力して防災対応がとれる体制を確保する。

2 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	県、市、防災関係機関	情報収集
2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	県、市、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への呼びかけ 避難対策等
3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	県、市、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への呼びかけ

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、別表の非常配備基準の定めるところにより警戒配備とし、必要に応じ高次の非常配備体制に移行できる措置をとる。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、別表の非常配備基準の定めるところにより市災害対策本部（第1次非常配備）を設置し、必要に応じ高次の非常配備体制に移行できる措置をとる。

2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定、以下同じ）に対して、警戒する体制を確保する。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保する。

3 住民への周知・呼びかけ

市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住

民等に密接に関係がある事項について周知する。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取り決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震の備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかける。

4 消防機関等の活動

- (1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団（水防団）による出火及び混乱の防止、また円滑な避難について対策を定め、消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援する。
- (2) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、水防施設及び浸水対策用資機材の点検整備をするとともに、監視、警戒を強め、それぞれの管理者への連絡通報を行うなど、後発地震に備えた必要な体制を確保するものとする。

5 警備対策

西枇杷島警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として措置をとる。

ア 正確な情報の収集

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置を予め定め、後発地震に備えて必要な飲料水を供給する体制を確保する。

(2) 電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置を予め定め、後発地震に備えて必要な電気を供給する体制を確保する。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置を予め定め、後発地震に備えて必要なガスを供給する体制を確保する。

(4) 通信

通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置を予め定め、後発地震に備えて必要な体制を確保する。

(5) 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置を予め定め、後発地震に備えて必要な体制を確保する。

7 金融

金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行う。

8 交通

(1) 道路

ア 西枇杷島警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知する。

イ 西枇杷島警察署は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、道路情報看板等により道路利用者へ情報提供する。

(2) 鉄道

ア 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行う。

イ 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、情報提供に努める。

9 市が管理又は運営する施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、公民館、図書館、体育館及び社会福祉施設等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

<留意事項>

- ・ 来場者等が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際に、とるべき防災行動をとりえるよう適切な伝達方法を事前に検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用電源装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(ク) 各施設における緊急点検、巡視

上記の(ア)～(ク)における実施体制（(ク)においては実施必要箇所を含む）は施設ごとに定めるものとする。

イ 個別事項

(ア) 市立学校にあっては児童・生徒等に対する保護の方法について事前に検討すること。

(イ) 社会福祉施設にあっては入所者の保護及び保護者への引継ぎの方法について事前に検討すること。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物

災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機器等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物等

施工管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、別表の非常配備基準の定めるところにより警戒配備とし、必要に応じ高次の非常配備体制に移行できる措置をとる。

2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保する。

3 住民への周知・呼びかけ

市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知する。また、地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等の予め定められた措置、及び家具固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取り決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震の備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかける。

（参考 南海トラフ地震に関連する情報）

○南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。

○「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。

- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

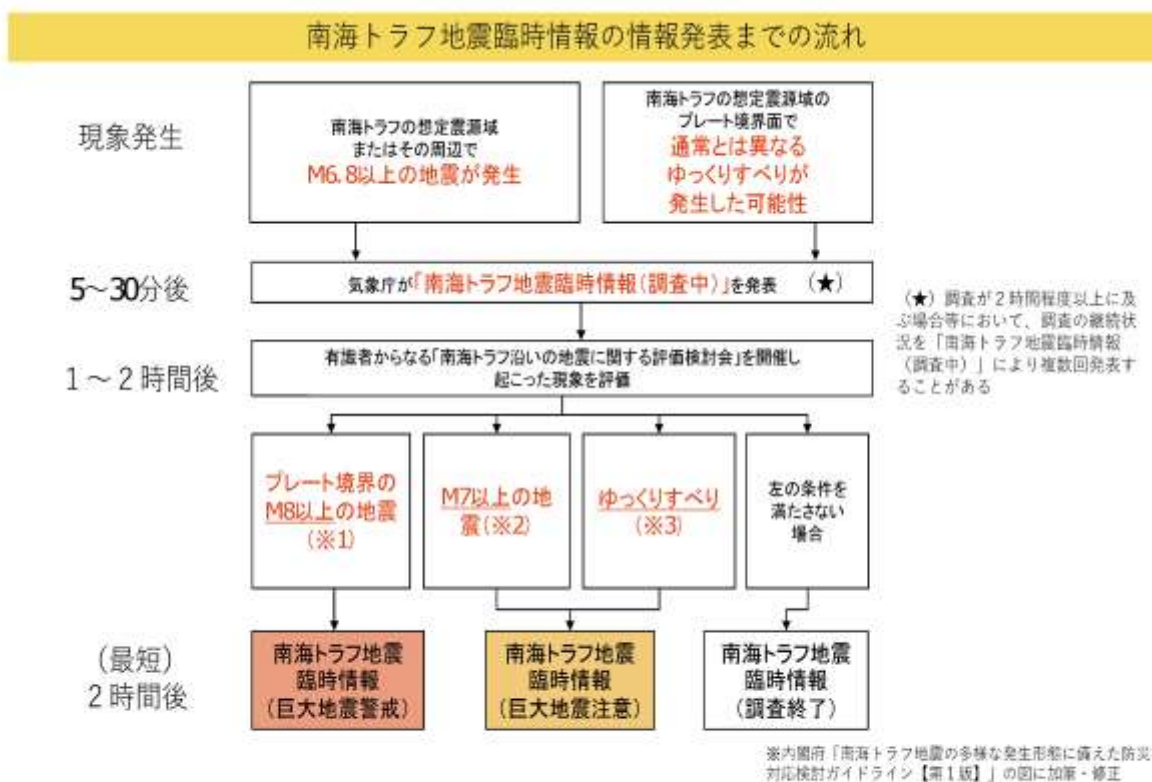
「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4}7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲
- ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
 ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
 ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

第6編 東海地震に関連する事前対策

(現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。)

第1章 対策の意義及び東海地震に関する情報

第1節 東海地震に関連する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策（地震防災応急対策）を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

(地震発生後は、第3編災害応急対策計画に定めるところにより対処する。)

第2節 東海地震に関連する情報

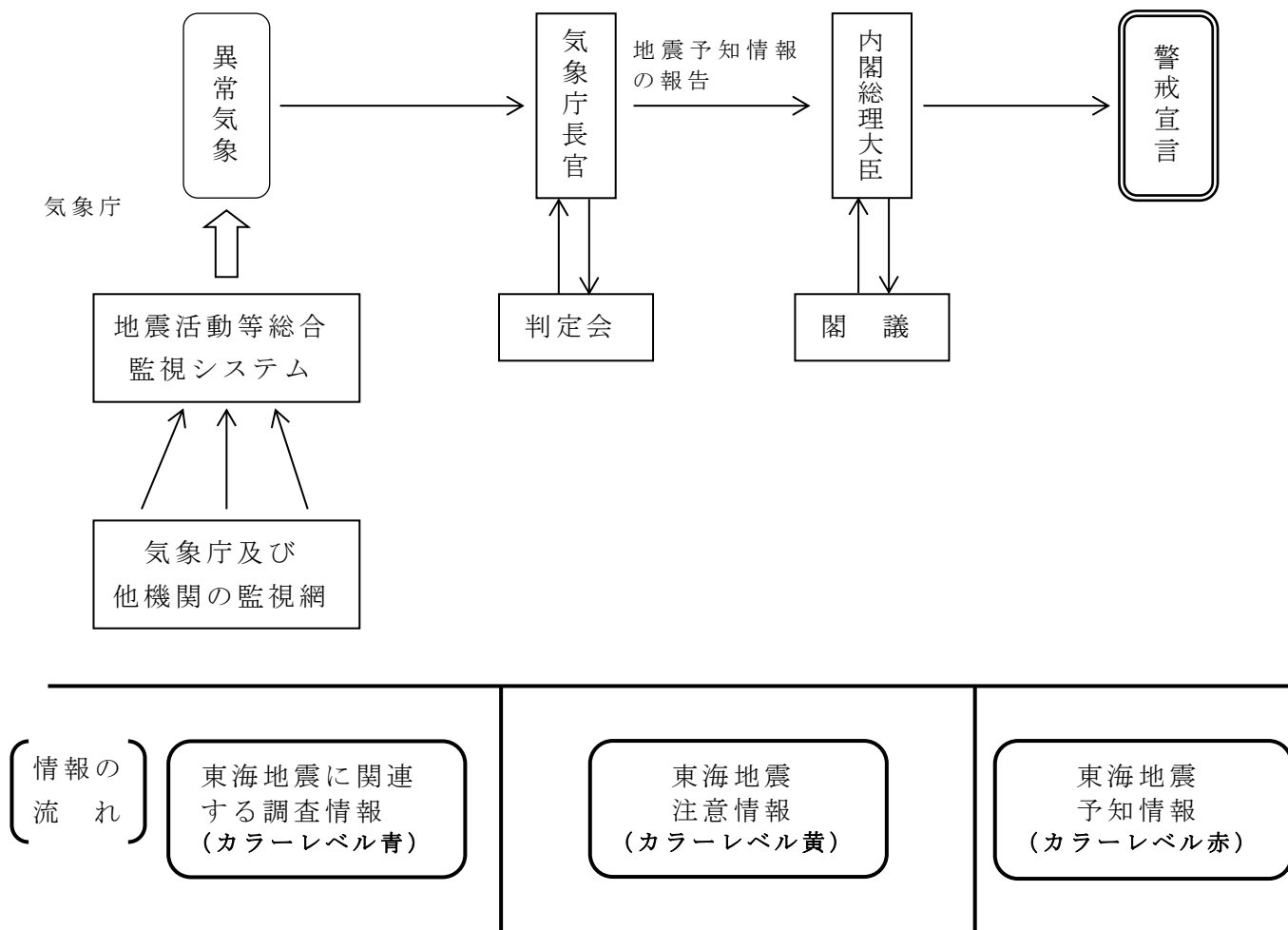
1 情報の種類

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、次に示すような「東海地震に関連する情報」を発表する。

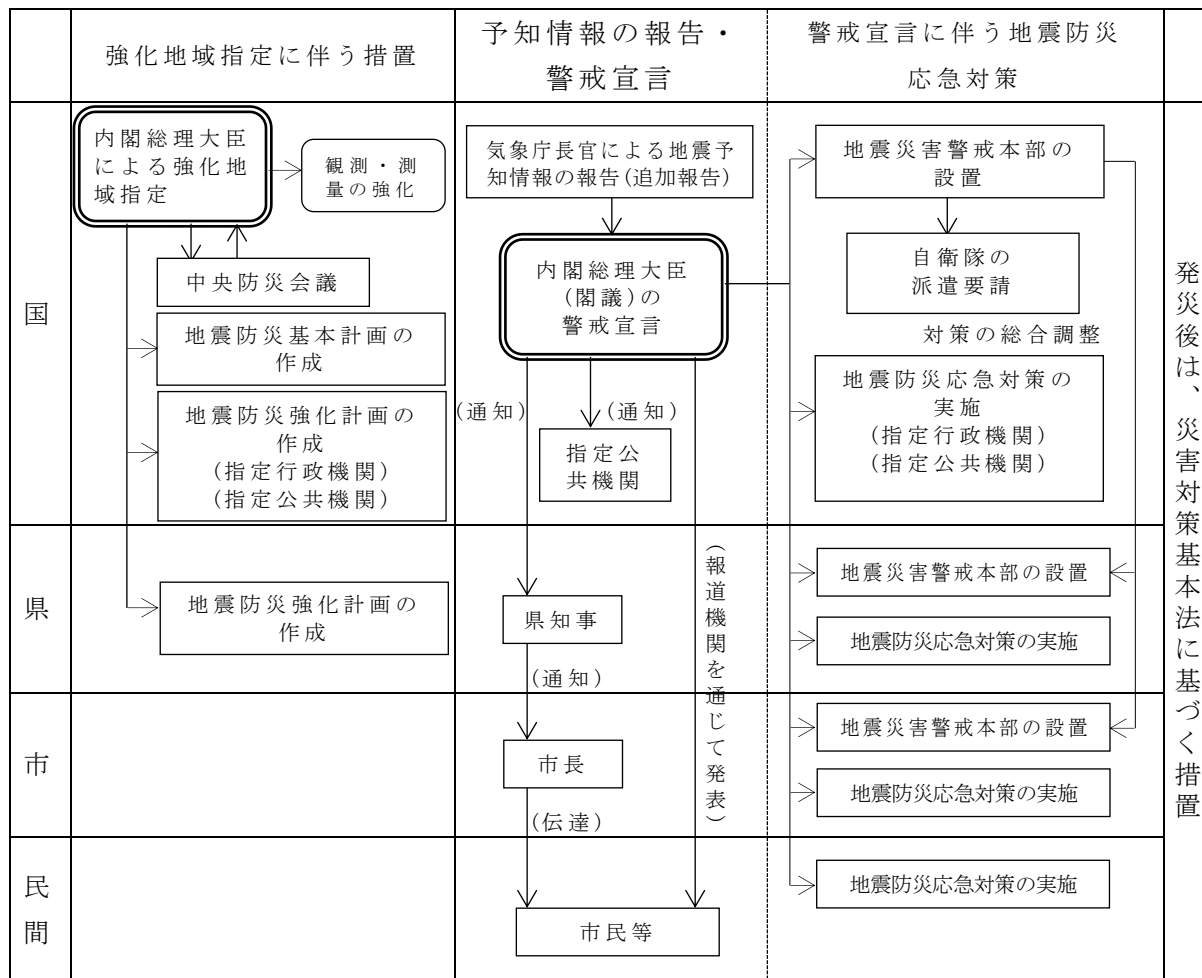
なお、「東海地震に関連する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

種類	内容等		防災対応
東海地震 予知情報 カラーレベル赤	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		警戒宣言 市災害対策本部設置 地震防災応急対策
東海地震 注意情報 カラーレベル黄	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		準備行動の実施 市災害対策本部設置 市民への広報
東海地震に 関連する 調査情報 カラーレベル青	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	情報収集連絡体制
	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。	

2 警戒宣言発令までの流れ

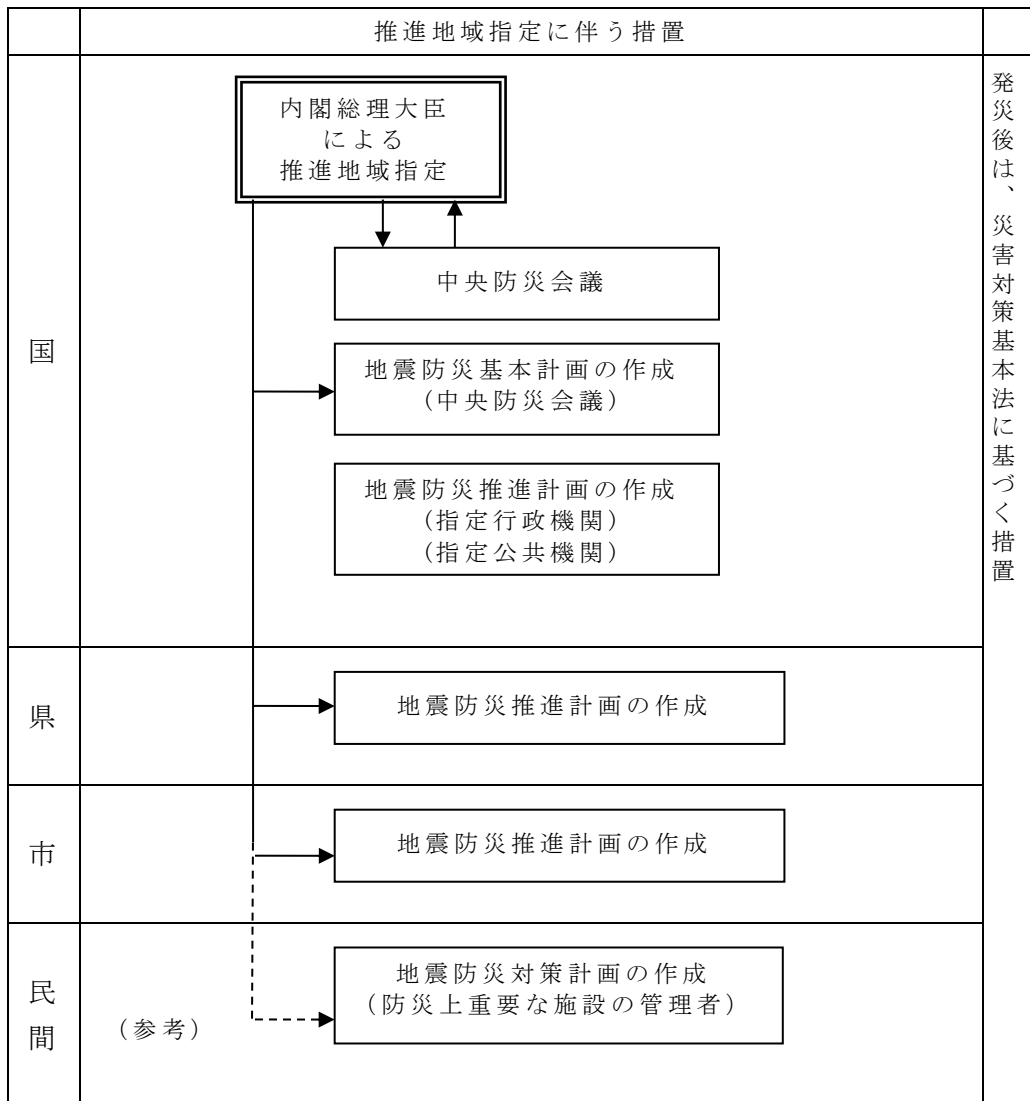


3 大規模地震対策特別措置法による措置の体系



4 東南海・南海地震特別措置法による措置の体系

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法



第2章 地震災害警戒本部の設置等

第1節 地震災害対策本部の設置等

気象庁により東海地震注意情報が発表された場合、東海地震の地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）時に実施する地震防災応急対策を円滑に講じるため、担当職員の緊急参集等、地震防災応急対策の準備的な対応を講じる。

内閣総理大臣により警戒宣言が発せられた場合、市は災害対策本部を速やかに設置して、地震防災応急対策を実施する。

警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、その他これらに関連する情報（以下「東海地震に関連する情報等」という。）、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に情報を伝達する。

東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき強化地域内外において広報活動を実施する。

1 市災害対策本部

(1) 本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、災害対策基本法並びに市災害対策本部条例（平成18年条例第16号）に定めるところにより、的確かつ円滑にこれを運営する。

※ 附属資料編 第7参考 2 災害対策本部条例

(2) 本部の設置及び廃止

本部は東海地震注意情報が発せられたときに設置し、地震災害に関する警戒解除宣言が発せられたときに廃止する。

(3) 本部の非常配備体制

地震警戒に伴う非常配備体制による。（第3編第1章第1節）

2 防災関係機関の活動

(1) 東海地震注意情報が発表された場合、必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。

(2) 警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を実施するため、市内の指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関は、地震災害警戒本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めておく。

3 活動準備体制

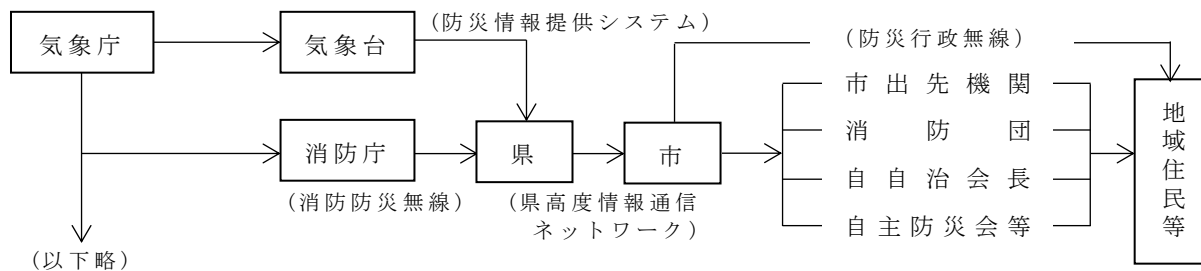
市及び防災関係機関は、東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発表された場合は、速やかに災害対策本部の設置を行うとともに、市民等が東海地震注意情報の報道に接した場合に予想される社会的混乱の発生を防止するため、必要な活動準備体制をとる。

第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達

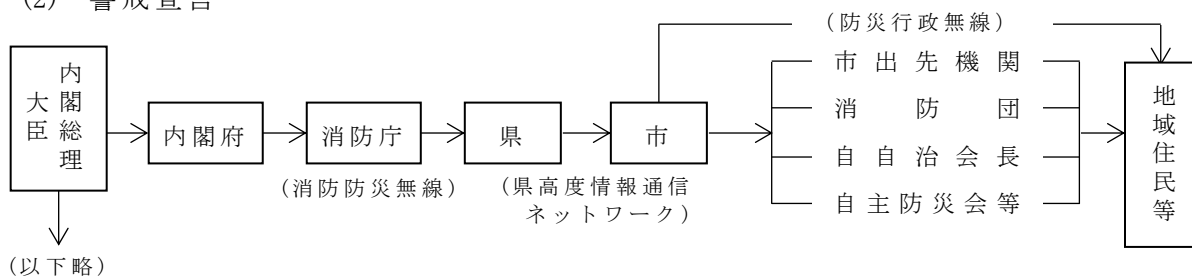
東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）が発表された場合には、市は、警戒宣言及び地震に関する情報等を各機関の有機的連携のもとに正確かつ迅速に伝達する。

1 伝達系統

(1) 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））



(2) 警戒宣言



2 内部伝達及び市民等への伝達

市の内部における伝達は、勤務時間内においては、庁内放送及び一般加入電話等を用いるものとし、勤務時間外においては、宿日直者が防災監に連絡し、その指示に従う。

なお、内部の伝達については、非常召集通知装置等を利用し、各職員に伝達する。

また、職員が受信した内容のうち、必要なものについては、速やかに市民等へ伝達する。

第3節 警戒宣言発令時の広報

市及び各防災関係機関は、警戒宣言発令、地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、地震予知情報等に対応する広報計画に基づき広報活動を展開する。

1 広報内容

- (1) 東海地震に関連する情報の内容、特に県内の震度及び津波の予想
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な対応の呼びかけ
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報
- (4) 市長から市民への呼びかけ
- (5) 強化地域内外の交通規制の状況、公共交通機関の運行状況
- (6) 強化地域内外のライフラインに関する情報
- (7) 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- (8) 事業所及び地域住民等が緊急にとるべき措置
- (9) 車両運転の自粛と運転者にとるべき措置
- (10) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (11) その他状況に応じて事業所又は市民に広報周知すべき事項

《市長から市民への呼びかけ（例文）》

市民の皆さん、既に、ご存知のことと思いますが、内閣総理大臣は、本日午前・午後〇〇時〇〇分、東海地震の警戒宣言を発しました。

この地震が発生しますと、県内では震度5強以上のかなり強い地震が予想されますので、十分警戒してください。

既に市内の防災関係機関では、職員が非常配備に就いて防災対策に全力をあげておりますが、市民の皆さんも次の点に十分留意して、いざというときに備えていただきたいと思います。

まず、火の使用、自動車の使用、危険な作業等は極力自粛してください。

次に、消火の準備や飲料水の汲み置き等をできる限りやっておいてください。

それ以上に大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマ等に惑わされず、放送や市の広報等の正確な情報に耳を傾け、避難等で外出する場合も市や警察・消防等の職員の指示に従って秩序正しく行動していただきたいと思います。

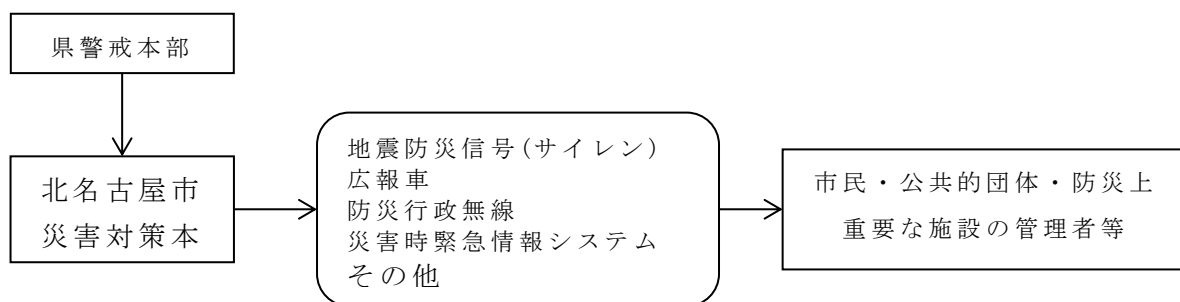
市民の皆さんと力を併せて、この非常時を乗り切っていただきたいと念願し、ただ今、全力を傾注しています。

2 広報手段

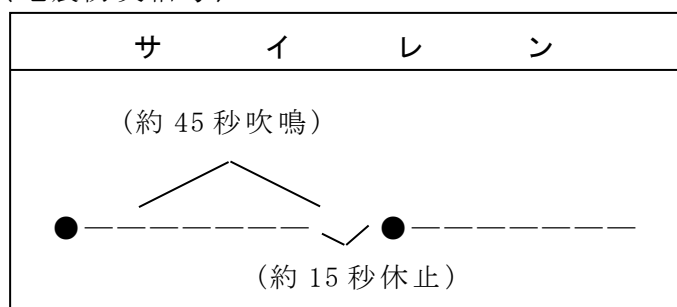
広報は、報道機関でも行われるが、市では地震防災信号（サイレン）、広報車及び防災行政無線、又は自主防災会等を通じて、次の伝達系統により行う。

なお、外国人等への情報伝達については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語や、やさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

（伝達系統）



（地震防災信号）



備考

- 1 防災行政無線サイレンを使用すること。
- 2 サイレンは適宜の時間継続すること。

3 問い合わせ窓口

市は、市民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

第4節 警戒宣言発令後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

市は、その他の各防災関係機関が警戒宣言発令後に行う地震防災応急対策の実施状況、その他警戒宣言発令後の諸般の状況を正確かつ迅速に把握するため、情報の収集に努めるとともに、県からの指示事項等の伝達が正確かつ迅速に行われるよう収集・伝達システムを定める。

1 収集・伝達系統

市内における情報の伝達、県からの指示事項等の伝達系統は、第3編第3章第1節による。

2 報告事項・時期

- (1) 避難・地震防災応急対策の実施状況等の報告事項は様式 66 により、警戒宣言発令後 1 時間以内に行う。
- (2) それ以降の報告事項は、様式 67 に記載の事項とし、報告時期は、次に示すとおりとする。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①は危険な事態、その他異常な事態が発生した後直ちに。②は、避難に係る措置が完了した後速やかに。③～⑩までは、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次行う。 |
|---|

第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

市は、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合は、主要食品、生活必需品、医薬品等の確保、配備を行うとともに、災害応急対策に係る措置を実施するため必要な資機材及び人員を配備する。この場合、市は、市内業者等の協力を得て、流通在庫物資の調達及び保有資機材、人員等の確保に努めるとともに、必要に応じて県等の備蓄品の供与又は貸与を要請する。

なお、東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施する。

第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保

警戒宣言が発せられた場合、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、食品、生活必需品、医薬品等及び住宅の確保を図り、民生の安定に努める。

1 食品の確保

米穀、パン、副食品及び応急的な食品の確保については、各関係機関の協力を求め、その確保に努める。

※ 附属資料編 第4 必要物資の備蓄

2 生活必需品の確保

生活必需品の確保においても、備蓄している物資の放出はもとより、関係機関又は業界の協力を得て、迅速にその必要量を確保できるよう努める。

市は、警戒宣言が発せられた場合、生活必需品等の売り惜しみ、買占め及び物価高騰が生じないように、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請する。

また、市内の生活必需品を扱うスーパーマーケット及び小売店舗に対して、警戒宣言が発せられた場合にも極力営業を行うよう関係団体を通じ要請する。各家庭においては、警戒宣言発令時には、市から食料をはじめとする物資は原則として供給されず、またライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、3日以上（可能な限り1週間程度）の飲料水、食料をはじめとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄するよう啓発する。

3 医薬品等の確保

発災に備えた医薬品その他衛生材料の確保については、可能な範囲で備蓄に努めるとともに医療機関及び薬局の協力を得て、その確保に努める。

4 県への援助要請

食料、生活必需品、医薬品等について、発災後に予想される必要量の確保が困難と予想される場合には、県へ援助の要請をする。

5 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保

東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて事前に応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理及び住宅相談について市内の建築業者に対し協力要請を行う。

第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

市及び防災関係機関は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の確認、整備及び配備等の措置を講ずる。

1 緊急輸送確保用資機材及び人員の配備

(1) 市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後において緊急輸送道路を確保するため、「北名古屋市建設業協議会」の協力を得て、応急復旧用資機材の確認及び人員の確保等の措置を講ずる。

※ 附属資料編 第4必要物資の備蓄 3 建設機械等の保有及び調達 (2)北名古屋市建設業協議会

※ 附属資料編 第4必要物資の備蓄 4 災害時における協定を締結している企業等

(2) 名古屋鉄道株式会社に、警戒宣言が発せられた場合は、発災後における応急復旧に備え、次のような措置を講ずるよう要請する。

ア 応急復旧用資機材及び機器の所在を確認するとともに、関係者の保有資材及び機器についても、その所在を確認する。

イ 必要に応じ、あらかじめ定めた要員により応急復旧体制をとる。

2 北名古屋水道企業団における措置（給水確保用資機材及び人員の配備）

発災後の市民等の飲料水等を確保するため、北名古屋配水場及び災害用ろ水機の操作に必要な人員配備及び応急給水、応急復旧に必要な人員、車両、資機材の確保に努める。

また、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の整備点検を行い、警戒宣言が発せられた場合、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材及び人員の配置等を実施する。

※ 附属資料編 第7参考 9 行政機関等 警察及び他の関係機関

3 電力事業者における措置（電力供給用資機材及び人員の確保）

中部電力パワーグリッド株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し地震災害警戒本部を設置し、次の措置を講ずる。

(1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し確保に努める。

4 ガス事業者における措置（ガス供給用の資機材・人員の配備）

東邦ガス株式会社及びその他のガス事業者は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し災害対策本部を設置し、次の措置を講ずる。

- (1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。
- (2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し確保に努める。

5 通信確保用の資機材・人員の配備

東海地震注意情報が発表された場合において、市は県と連携して、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災行政無線の整備・確認を行い、事前に相互の連絡調整を図る。

西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社に、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量の確認、広域応援計画に基づく必要な手配の実施を確認あるいは要請する。

6 浸水対策用の資機材・人員の配備

市は、地震災害に伴う浸水被害を防止又は軽減する対策を迅速かつ強力に推進するため、「北名古屋市建設業協議会」の協力を得て浸水対策用資機材及び人員の配備を行う。

なお、浸水対策用資機材に不足を生ずる緊急事態に際しては、県へ応援を要請する。

※ 附属資料編 第4 必要物資の備蓄 3 建設機械等の保有及び調達 (2)北名古屋市建設業協議会

※ 附属資料編 第5 協定 2 災害時における協定を締結している企業等

7 廃棄物処理及び清掃活動確保用資機材・人員の配備

(1) 廃棄物の収集運搬及び処理

市は、地震災害による倒壊家屋その他の大量廃棄物の発生に備え、これらの収集、運搬、処理が速やかに行えるよう、収集運搬委託業者の体制確保及びがれき等の一時保管場所の確保に努める。

なお、被災地域が広範囲にわたり排出量が委託業者の輸送能力を超える場合に備えて、市内建設業者保有車両の支援を受ける等の体制を確保する。

さらに、警戒宣言発令時に迅速な対応ができるよう、体制の確保を図る。

(2) し尿の収集運搬及び処理

市は、地震災害の発生後においても、し尿の収集、運搬、処理が速やかに行えるよう、収集運搬委託業者の体制確保に努める。また、地震災害発生による家屋の倒壊、水道管の破損、水道の断水、し尿浄化槽の破損等によりトイレが使用不可能となる場合に備え、災害用トイレの確保に努める。

さらに、警戒宣言発令時に迅速な対応ができるよう、人員体制及び資機材の確保を図る。

8 防疫活動確保用資機材・人員の配備

市は、発災後、被災地域及び避難場所等における防疫等の保健衛生対策を速やかに実施するために必要な資材及び人員の配備体制を整備し、県、医療機関等との連携のもとに、感染症の予防、患者の早期発見、隔離及び予防接種等必要な措置を講じる準備を整える。また、必要に応じて、消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除体制をとる。

さらに、警戒宣言発令時には必要な配備体制をとる。

9 医療救護用資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療救護活動を実施する体制を整備するため、県及び医療機関等の全面的な協力のもとに、次のような措置を講じる。

- (1) 社団法人愛知県医師会、西名古屋医師会及び市内医療関係機関との連絡、連携を密にし、受入病院としての機能を確保する。
- (2) 災害の状況によっては、救護所を設置し応急的な医療活動を実施することが必要となるため、愛知県医師会、西名古屋医師会及び市内医療関係機関で必要な医療救護班の編成の準備を行う。

※ 附属資料編 第5協定 2 災害時における協定を締結している企業等

※ 附属資料編 第7参考 9 行政機関等

ア 医療救護班の編成は、医師1名、看護師又は保健師2名、事務担当者1名の計4名を基準とする。

イ 発災後の応急的な医療救護活動の実施に応援が必要と判断される場合は、市は県に対しその編成、派遣の準備を要請する。

第4章 発災に備えた直前対策

基本方針

市は、警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、防災関係機関及び地域住民等は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとる。

なお、東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施する。

第1節 避難対策

1 市における措置

市が行う避難対策は以下のとおりである。

- (1) 警戒宣言が発せられた場合、地震発生後の火災等からの避難を容易にするための措置及び発災前の避難行動による混乱防止措置をとるよう努めるとともに、市民等の生命及び身体を保護するため必要があると認められるときは、避難の指示を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。
- (2) 市は、避難生活に必須の食料、飲料水、生活必需品等の物資を、警戒宣言時には避難者に支給しない場合は、その旨を周知する。
- (3) 避難場所は、原則として屋外によるものとする。ただし、高齢者、障害者、疾病者、乳幼児等要配慮者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて耐震性が確保された屋内を避難場所とする。
- (4) 居住者等が避難場所まで避難するための方法は、徒歩によるものとする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な居住者については、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用の適否を検討する等、避難行動の実効性を確保するように努める。
- (5) 市は、あらかじめ自主防災会等を単位として、在宅高齢者、乳幼児、障害者、病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行う。

なお、他人の介護を要する者を受け入れる施設では、受入者の救護のために必要な措置を講ずる。また外国人に対する情報伝達においては、外国語、簡単な日本語による伝達ができるように配慮する。

- (6) 市は、外国人、出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に、帰宅困難者、滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者と十分な調整に努める。
- (7) 市は、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する注意事項をパンフレット等により広報を行い、市民等に対して事前に周知するよう努める。

2 児童生徒等の安全対策

- (1) 児童生徒の安全対策については、東海地震注意情報が発表された場合、原則として次のとおり取り扱う。
 - ア 児童生徒が在校中の場合においては、授業・部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに、児童生徒を保護者等に引き渡す。
 - イ 児童、生徒が登下校中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき、速やかに帰宅するよう指導する。
 - ウ 児童生徒が在宅中の場合においては、休校として、児童生徒等は登校させない。
- (2) 学校においては、上記をふまえて通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者等と協議のうえ、実態に即した具体的な対応の方法を定める。
- (3) 東海地震注意情報が発表された段階からの学校における対応方法については、児童生徒をはじめ保護者その他関係者に周知しておく。
- (4) 施設、設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとる。
- (5) 保育園及び私立幼稚園についても、これに準じて実施する。

第2節 消防、浸水等対策

1 対策

警戒宣言が発せられた場合、市は消防機関が出火及び混乱の防止に関して講ずる措置を定める本計画に基づき、消防対策活動を実施するとともに、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等準備行動を行う。また浸水対策活動も併せて実施する。

さらに、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、西春日井広域事務組合消防本部は準備等必要な体制をとる。

- (1) 消防無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。
- (2) 火災、浸水等の防除のため現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図る。
- (3) 火災の発生の防止、初期消火活動について市民等への広報を行う。
- (4) 浸水対策用資機材の点検・整備を実施するとともに、監視、警戒を強め、それぞれの管理者への連絡通報を実施する。
- (5) 自主防災会等の消防防災活動に対する指導を実施する。
- (6) 迅速な救助活動のための体制を確保する。
- (7) 監視、警戒及び水防施設の管理者へ連絡する。
- (8) 水防資機材の点検、整備及び配備する。

第3節 社会秩序の維持対策

1 基本方針

警戒宣言が発令された場合、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め、民心の安定を図り、市民の的確な防災対策を促進する。

2 予想される混乱

- (1) 地震予知情報に関する流言
- (2) 帰宅者による道路の混乱
- (3) 電話の輻そう
- (4) 避難による混乱
- (5) 自動車による道路交通の混乱
- (6) 買い出し、旅行者等による混乱

3 対策

(1) 混乱の防止

市は、警察等の情報により、各種の混乱の発生のおそれがあると認めたとき、又は、混乱が生じたときは市民のとるべき措置について呼びかけを実施する。

(2) 物資、物価対策

市は、状況に応じて災害対策本部を通じて生活物資の買い占め、売り惜しみ等の防止を啓発する。

(3) 防災関係機関の行う活動

防災関係機関は、秩序維持活動に協力し、必要な情報の収集伝達に努める。

4 警備対策計画

警戒宣言が発せられた場合等における交通混雑及び犯罪の発生を防止するため、西枇杷島警察署との緊密な連絡をもとに情報の収集に努め、犯罪の予防、混乱の防止、交通の確保等の警備活動を推進する。

(1) 警察活動の重点

民心の安定を図るため、次の警備活動を重点として推進する。

- ア 警備対策並びに交通対策等の企画及び調整を行う。
- イ 警察広報を行う。
- ウ 各種情報等の収集及び伝達を行う。
- エ 危険箇所、重要施設の警戒を行う。
- オ 交通関係団体の地震防災応急対策等の実施促進を行う。
- カ 避難の指示又は警告及び避難誘導を行う。
- キ 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護を行う。
- ク 交通の規制等交通秩序の保持を行う。
- ケ 他の機関が行う救護活動等に対する協力を行う。
- コ 不法事案の取締りを行う。
- サ 混乱防止対策を行う。
- シ 緊急輸送車両の確認を行う。
- ス 避難先に対する警戒活動を行う。
- セ 自治会、町内会、自主防災会等の市民による防災活動に対する支援を行う。

第4節 道路交通対策

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想されるため、適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動が行えるよう道路交通の確保を図る。

市は、市民に対して東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の車の運転を控えるよう要請する。また、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。

1 警戒宣言発令時における運転者のとるべき措置

- (1) 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。
- (2) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車させ、エンジンを止めエンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かり

やすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

2 道路交通規制の基本方針

- (1) 一般道については、一般車両の強化地域内での走行を極力抑制するとともに、強化地域への流入を極力抑制し、強化地域からの流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (2) 避難路、緊急交通路については、優先的にその機能の確保に図る。

3 交通規制の方法

警戒宣言発令時の交通規制は、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第24条並びに道路交通法第5条及び第6条により行うこととし、大震法による場合は、同法施行令第11条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行う。

4 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置

- (1) 通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちに同路線以外の道路へ誘導退去させるとともに、その走行を極力抑制する。
- (2) 通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報、指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。
- (3) 強化地域内へ入ろうとする車両にあたっては、その流入を極力制限する。

5 交通規制の結果生じる滞留車両の措置

交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することになった場合は、関係機関と協力し必要な措置を講ずる。

第5節 鉄道

警戒宣言に伴う強化地域内の運行停止による旅客の混乱を軽減するため、各鉄道事業者は、警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の運行規制等についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請する。また、警戒宣言までは、需要にこたえるため極力運行を継続する。

名古屋鉄道株式会社に、列車、旅客等の安全を確保するため次の措置を講じるよう要請する。

1 東海地震注意情報発表時

- (1) 列車の運行
 - ア 東海地震注意情報を受領した時点では、平常通り運行する。
 - イ 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できる

ように輸送力を増強する。

(2) 旅客等への対応

ア 旅客に対して警戒宣言が発せられた場合には、列車の運転を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す案内を実施する。

イ 地震が発生した場合には地下駅や橋上駅は危険である旨を知らせる。

ウ 東海地震注意情報が発表され、政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、その内容を旅客等に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。

2 警戒宣言発令時

(1) 警戒宣言が発せられたときの列車の運転規制手配は、次による。

ア 強化地域内の列車は、強化地域外に直ちに脱出し、強化地域外へ脱出できない列車は、予め定めた最寄の駅に停車し、旅客を安全な場所に案内する。

イ 強化地域外の列車は、強化地域内へ進入せず、あらかじめ定められた駅での折返し運転を行う。

(2) 旅客等への対応

ア 東海地震に関連する情報及び列車の運行情報等を、駅又は車内での案内放送、急告板の掲示等により、旅客に案内する。

イ 強化地域内の駅構内及び列車内の旅客に対しては、最寄の避難場所へ避難するよう案内するとともに、強化地域外での列車折り返し駅までの案内を実施する。

(3) 警戒宣言が解除された場合は、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認等を行った後、列車の運転を再開する。

(4) 旅客の待機、救護等

駅舎内の旅客及び駅に停止した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望するものを除き、原則として駅舎内又は列車内に残留させる。

ただし、列車の停止が長時間となった場合、危険が見込まれるとき及び発災後は市の定める避難場所へ旅客を避難させることとし、あらかじめ市と協議しておく。

第6節 バス

1 対策

路線バス事業者に、乗客の安全を確保するため、次の措置を講ずるよう要請する。

(1) 運行路線にかかわる被害が予想される箇所等の危険箇所、避難場所についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底する。

(2) 東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言が発せられた場合における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努める。

(3) 東海地震注意情報が発表された場合、乗客に対して、警戒宣言が発せられた場合には車両の運行を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す。

- (4) 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停車し、旅客に対し避難場所の教示を行う。
- (5) 旅客を降ろした後、車両は、所属営業所又は最寄の営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は、安全な場所へ退避する。
- (6) 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄の避難場所及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係

警戒宣言が発せられた場合等における飲料水、電気及びガスの供給並びに通信関係等の対策を図るとともに、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、関係機関に必要な措置をとるよう確認または要請する。

1 飲料水関係（北名古屋水道企業団）

警戒宣言が発せられた場合、発災に備えた緊急貯水を市民等に協力を呼びかけるとともに、給水車に貯水し、出動に備える。

2 電気事業者（中部電力パワーグリッド株式会社）

警戒宣言が発せられた場合等、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、日頃から電力施設の巡視、点検を実施するとともに、非常時には電力の融通、安全広報等を行う。

3 ガス事業者（東邦ガス株式会社等）

東海地震注意情報が発表された場合、各ガス会社は都市ガス及びLPガスを円滑に供給するため、日頃から設備の点検を実施するとともに非常時には工事等の中断、安全広報等を行う。

4 通信事業者（西日本電信電話株式会社）

警戒宣言が発せられた場合、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施する。

第8節 生活必需品の確保

市は、警戒宣言が発せられた場合、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買占め、及び物価高騰が生じないように、関係する生産団体や流通団体等に対して、安定して供給するよう要請する。

また、生活必需品を扱うコンビニエンスストア等小売店舗に対して、警戒宣言が発せられた場合にも極力営業を行うよう関係団体を通じ要請する。

第9節 金融対策

金融関係機関に、警戒宣言が発せられた場合、次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

1 金融機関の営業確保

警戒宣言が発せられた場合、金融機関の営業については、強化地域外であるため、原則として平常どおり営業を行う。

なお、やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払戻し業務については、できるだけ継続する。

ただし、強化地域内にある民間金融機関の本店・支店等向けの手形交換業務については停止し、併せて当該業務停止を店頭に掲示し、顧客の協力を求める。

2 金融機関の防災体制等

- (1) 店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分配慮する。
- (2) 発災後の被害の軽減及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全の確保並びに要員の配置等について適切な応急措置をとる。

3 顧客への周知徹底

店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて、店頭はその旨を掲示する。

第10節 郵便事業対策（日本郵便株式会社）

警戒宣言が発せられた場合、日本郵便株式会社により、業務の円滑な遂行を確保するため、各機関の所掌事務に応じて次の措置が講じられる。

1 業務運行確保

強化地域外であるので、原則として平常どおり業務運行を確保する。

2 防災体制等

- (1) 利用者及び職員の安全確保には十分配慮する。
- (2) 発災後における被害の軽減及び業務運行の円滑な遂行を確保することについて、適切な応急措置をとる。

3 利用者への周知

利用者に対しては、警戒宣言が発せられたことをただちに周知するよう配慮する。

第11節 病院・診療所

病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。

また、警戒宣言が発せられた場合、市は、西名古屋医師会に医療救護班の編成を要請するものとし、西名古屋医師会は医療救護班を編成し、派遣の準備体制を整える。

第12節 緊急輸送

1 緊急輸送の方針

緊急輸送は、県、市及び関係機関が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施にあたって輸送手段の競合が生じないよう、緊急輸送関係機関及び実施機関は、あらかじめ相互の連携協力体制を十分整備するものとし、警戒宣言後の緊急輸送の実施にあたり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、県及び市の災害対策本部において調整を行う。

2 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員・物資の輸送範囲は、おおむね次のものとする。

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資・機材
- (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

3 緊急輸送車両等の確保

- (1) 市は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送に備えて、緊急輸送車両及びヘリポート等の確保を図る。緊急車両としては、原則として各部が保有する車両を使用し、予備車両としてワゴン車及びトラックを本部に備えつける。
- (2) 市は、警戒宣言発令時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等の調達先及び予定数を明確にし、人員、物資等の輸送手段を確保する。
- (3) 市は、運用又は調達する車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して「災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定書」の協定業者に要請する。また、必要に応じ他市町村又は県に調達あっせんを要請する。

- ア 輸送区間及び借上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要事項

4 緊急通行車両の確認及び届出（様式 51）

県公安委員会が大震法第 24 条の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行った場合、県公安委員会（西枇杷島警察署）は、大震法施行令第 12 条の規定により緊急通行車両の確認を行う。

また、市が緊急輸送を行う計画のある車両を保有する場合には、県公安委員会（西枇杷島警察署）へ緊急通行車両の届出を行う。

5 緊急通行車両等届出済証の交付範囲

緊急輸送を行う計画のある車両を保有する範囲は、本計画に定める地震防災応急対策を実施するために必要とされるもので、かつ、(2)の緊急輸送の対象となる人員、物資等の輸送に必要な範囲において定める。

第 1 3 節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

1 対策

警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買い物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じる。

「第 3 編 第 8 章 第 2 節 鉄道施設対策」に定めるところに準じるが、警戒宣言が発せられた場合、交通機関が運行停止等の措置をとる対象路線地域の範囲は事前に想定されることから、次のとおり、これを踏まえた対策を講じる。

- (1) 交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった人に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。
- (2) 事業所等は、従業者、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供し、警戒宣言発令時には、交通機関が運行停止する旨の情報を提供し、事前の帰宅困難者発生抑制に努める。

第5章 市が管理又は運営する施設等に関する対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、自ら管理する施設等における地震発生に備えた対策を速やかに実施する。

また、民間事業者等に対しても警戒宣言が発せられた場合の混乱を防止し、安全を確保するための措置をとるよう要請する。

なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施する。

第1節 道路

1 対策

地震が発生した場合に想定される道路の被害は、路面の亀裂、沈下、路肩・法面の崩壊、橋りょうの損傷等である。こうした事態に備え、市は、東海地震注意情報が発表された段階から次の措置をとる。

- (1) 道路情報板等を活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び運転手の取るべき措置を道路利用者に伝達するとともに、不要不急の旅行を控えるよう要請する。

なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合においても、道路情報板により、その内容を伝達する。

- (2) 道路巡視及び応急復旧作業の担当業者に事前配備について連絡と確認を行う。
- (3) 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握し、必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事中の道路における工事の中断等の措置をとる。
- (4) 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。
- (5) 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
- (6) 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。

なお、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

- (7) 応急復旧資機材の保有状況について、情報収集・把握を行うとともに、応急工事の実施が困難な場合は、県へ要員の確保について応援を要求する。
- (8) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (9) 緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。
- (10) 県及び関係機関等と連携協力し、その他必要な措置を講ずる。

第2節 河川

市に影響を与える河川は、庄内川、新川、鴨田川、合瀬川、中江川、大山川、五条川、水場川の8河川である。地震の発生により護岸や堤防に亀裂や陥没等が生じた場合、大きな浸水被害を生じることが予想されるため、不測の事態に備え、東海地震注意情報が発表された段階から、国、県と協力し、堤防、排水機場、水門、樋門等の直後の点検、応急復旧が実施できる準備をあらかじめ定める。

第3節 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する公民館、図書館、体育館及び社会福祉施設等多数の者が出入りする施設の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

1 一般的事項

(1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

来訪者、施設利用者等に対して、東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達に努める。

イ 東海地震注意情報が発表された場合

来訪者、施設利用者等に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、施設等から退避するよう誘導し、原則として施設等を閉館する。

ウ 警戒宣言が発せられた場合（東海地震注意情報等が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む。）

来訪者、施設利用者等に対し、警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するとともに、施設から退避を誘導し、原則として、施設を閉館する。

(2) その他の措置

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる等、発災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合には、その準備的な対応を行い、必要な体制を整える。

ア 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置

イ 出火防止措置

ウ 水槽等への緊急貯水

エ 消防用設備の点検・整備と事前配備

オ 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューター・システム等、重要資機材の点検等の体制

なお、社会福祉施設等においては、情報の伝達や避難等にあたって特に配慮を必要とする者が入所している場合が多いことから、これらの者の保護及び保護者への引継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性を十分に考慮し、各施設において警戒宣言が発せられた場合の避難等の

安全確保のための具体的な措置を定める。

2 小・中学校

次の措置を実施する。

- (1) 児童、生徒の保護者への引き渡し
- (2) 地域住民の避難場所となる施設の受入準備
- (3) 救護所が設置される場合の受入準備

3 保育園

- (1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

施設責任者は、保護者に対し一般電話等を用いて東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達に努める。

イ 東海地震注意情報が発表された場合

施設責任者は、東海地震注意情報が発表された旨を保護者に対し一般電話等を用いて簡潔に伝達し、園児を引き渡し、帰宅させる。

ウ 警戒宣言が発せられた場合

施設責任者は、保護者に対し、警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するとともに、施設から退避するよう誘導し、安全確保を図る。また、園児を引き渡し帰宅させる。

- (2) その他の措置

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる等、発災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合、その準備的な対応を行い、必要な体制を整える。

ア 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置

イ 出火防止措置

ウ 受水槽等への緊急貯水

エ 消防用設備の点検・整備と事前配備

オ 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューター・システム等、重要資機材の点検等の体制

4 医療施設

診察等に関して、次の事項をとるよう指導・要請する。

- (1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 施設利用者に注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合は、交通機関の運行が規制される旨を的確・簡潔に伝達し、帰宅等を促す。

イ 診療は、継続する。

ウ 耐震性を有し、安全性が確保されている施設は、帰宅を希望する入院患者を医師の判断により帰宅させる。耐震性が十分でない施設においては、退院・帰宅が可能な患者はできる限り退院・帰宅させる。

- (2) 警戒宣言が発令された場合

- ア 耐震性を有し、安全性が確保されている施設については、診療を継続する。耐震性が十分でない施設については、救急の場合を除き外来診療は、中止する。
- イ 手術は、緊急やむを得ない場合を除き、原則として中止する。

第4節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する事項

1 基本方針

市は、防災上重要な施設設備等について警戒宣言発令時における点検整備について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

2 対策

(1) 庁舎等の応急措置

ア 庁舎

災害対策本部は、西庁舎に本部室を置き、安全点検及び障害物の除去等について次の事項を実施する。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の準備及び燃料の確保
- (イ) 無線通信等の確保
- (ウ) 窓ガラス等の破損落下による危害防止措置
- (エ) ロッカー、書庫、自動販売機等の転倒防止措置
- (オ) 飲料水の汲み置きの実施及び職員等の食料の確保
- (カ) 火気使用の自粛、屋内消火栓と消火器の点検実施
- (キ) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 災害対策用車両

- (ア) 緊急通行車両等届出車両を庁舎外駐車場搬出及び燃料補給
- (イ) 緊急通行車両確認証明書の配布及び標章の装着

ウ 防災行政用無線

- (ア) 予備電源（発電機）を準備し、作動を確認すると共に燃料を確保する。
- (イ) FAX及びパソコン等の作動を確認し、用紙、インク等の在庫点検を行う。

(2) 指定避難場所、救護所を設置する施設

避難所に指定する学校、施設等の管理者は第6編第5章第3節の(1)で掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所の開設に必要な資機材の搬入・配備に協力する。

また、指定避難場所及び救護所を設置する場所は、それぞれ応急措置として次の事項を実施する。

- ア 窓ガラスの破損落下及びその他備品類の倒壊等による危害防止の措置
- イ ガス、石油等の火元点検等、並びに学校における理科教材用薬品等の保管

状況の確認

- ウ 飲料水の緊急貯水、屋内消火栓及び消火器等の消防設備機器の点検
- エ 投光機等の非常照明、発電機の準備及び燃料の確保
- オ 救護所に必要と判断される医薬品等の確保

(3) 工事中の公共施設、建築物等

工事の中断、必要に応じた立入禁止、落下倒壊による危害並びに出火防止措置及び補強等の保安措置をとる。

(4) コンピュータ

市の保有するコンピューター・システムについては、次の措置を講ずる。

- ア コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。
- イ 重要なデータから順次安全な場所に保管する。
- ウ 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピューター・システムを除いて、運用を停止する。

(5) 対策本部がおかれる庁舎の管理者は、次に掲げる措置をとる。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の点検確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(6) 避難所に指定する学校、施設等の管理者は、市が行う避難所の開設に必要な資機材の搬入・配備に協力する。

第5節 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された場合、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止するよう指導・要請する。

第6章 他機関に対する応援要請

市は地震防災応急対策の実施のため必要な協力を得るため、防災関係機関への応援要請及び緊急措置要請を実施する。

第1節 防災関係機関への応援要請等

1 市の措置

- (1) 市は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため大震法第26条第1項の規定により近隣市町に応援を求めようとする場合は、あらかじめ相互に応援協定を締結しておく。
- (2) 市は、地震防災応急対策を実施するため必要があると認められるときは、大震法第26条の規定により県知事等に対し応援を求め、又は応急措置を要請することができる。
- (3) 市は、災害が発生し他の市町村等からの応援を受け入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受け入れ体制を整備するよう努める。
- (4) 他の市町村等から本市に応援がなされた場合の費用の負担方法は、大震法第31条に定めるところによる。
- (5) 指定公共機関等が市に協力した場合の経費の負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めておく。

第2節 自衛隊の地震防災派遣

1 防災派遣要請等

市災害対策本部は、地震防災応急対策実施のための自衛隊の支援を必要とするときは、県警戒本部長に対し、次の事項を明らかにして、自衛隊の地震防災派遣要請を要求する。

- (1) 派遣を要請する事由
- (2) 派遣を要請する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣を希望する人員、航空機等の概数
- (5) その他参考になるべき事項

2 地震防災派遣基準事項

市は、地震防災派遣が実施される場合には、支援活動の細部に関し、関係部隊等と連絡調整をする。

3 地震防災派遣基準等

地震防災派遣が実施された場合の部隊の受け入れ及び経費の負担区分については、「災害派遣部隊の受け入れ」、「災害派遣に伴う経費の負担区分」に準ずる。

4 調整窓口等

調整窓口	連絡先
陸上自衛隊 第10師団司令部	第3部防衛班 052-791-2191 (4237)
第35普通科連隊 (守山駐屯地)	第3科 052-791-2191 (4831)

第7章 自主防災活動

1 基本方針

警戒宣言発令時から地震発生までの間、又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、自主防災会は地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施し、市の生命と財産は住民自身の手で守るよう努める。

2 対策

(1) 自主防災会本部の設営

活動の拠点として、自主防災会の本部を各自治会に設置する。

(2) 情報の収集・伝達

ア 警戒宣言及び地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。

イ 地震予知情報等をテレビ、ラジオ及び市広報で入手するよう努める。

ウ 応急対策の実施状況について、必要に応じて市へ報告する。

(3) 防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫に保管中の資機材等を点検し、必要な場所に配備するとともに、操作方法等を確認する。

(4) 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかけ確認する。

ア 家具の転倒防止

家具類の固定状況を確認する。

イ 落下物の除去

タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。

ウ 出火防止

火気危険物の除去、消火器の確認及び水の汲み置き等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り自粛する。

エ 備蓄食料・飲料水の確保の確認

3日分以上（可能な限り1週間分程度）の食料及び飲料水を確保する。

(5) 避難活動

ア 避難行動

自力避難の困難な避難行動要支援者については、家人及び近隣住民の協力を得て、自主防災会等により避難場所まで搬送するよう努める。

イ 避難生活

(ア) 避難場所の屋外に避難生活に必要なテント、ビニールシート等の準備をする。

(イ) 医療救護活動及び保健衛生活動等に必要な資機材を準備する。

(ウ) 警戒宣言発令の段階では、避難生活に必要な食料、飲料水、生活必需品

等の物資は、支給しない旨を周知する。

(6) 社会秩序の維持

ア テレビ、ラジオ等による正確な情報の収集及び伝達に努め、流言飛語の発生を防止して、社会秩序を乱すことのないように努める。

イ 生活物資の買い占め等の混乱が生じないように、市民に対して呼びかけ、物資の公平で円滑な供給に協力するように呼びかける。

第8章 市民のとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合、市民は、それぞれの家庭及び職場において個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ次に掲げるような防災措置をとる。

また、東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。

第1節 家庭においてとるべき措置

1 対策

- (1) テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、市役所や消防署、警察署等からの情報に注意すること。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合には、被害が予想される住宅密集地や老朽家屋の居住者等にあつては、市の指示に従い、指定された避難場所へすみやかに避難すること。その他の居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動する。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分把握しておくこと。
なお、屋外での避難・待機等に備え、避難する際には各家庭で防寒具、雨具、毛布等を準備すること。
- (3) 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取り掛かること。
- (4) まず、身を置く場所を確保し、家具等重量物の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認すること。
- (5) 火の使用は、自粛すること。
- (6) 灯油等危険物やLPガスの安全措置をとること。
- (7) 消火器や水バケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておく。
- (8) 身軽で安全な服装（長袖、長ズボン）に着替えること（底の厚い靴も用意すること）。
- (9) 水、食料、携帯ラジオ、懐中電燈、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認すること。
- (10) 万一のときの脱出口を確認すること。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知っておく。
- (11) 自主防災会は情報収集伝達体制を確保すること。
- (12) 自動車や電話の使用は自粛すること。

第2節 職場においてとるべき措置

1 対策

- (1) 防火管理者、保安責任者等を中心に、職場の防災会議を開き分担に従い、できるだけの措置をとること。
- (2) まず、身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置やガラスの飛散防止措置を確認すること。
- (3) 火の使用は自粛すること。
- (4) 消防計画、予防規程等に基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備すること。
- (6) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- (8) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- (9) 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達すること。
- (10) 近くの職場同士で協力しあうこと。
- (11) マイカーによる出勤や帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

第3節 要配慮者に対してとるべき措置

1 対策

- (1) 自主防災会、自治会（町内会）、女性の会等の地域の組織は、平常時から災害に関する各種の情報や地域の特性を把握して、災害発生直後は、公的の救援活動には制約があるため、地域住民自らが助け合い、特に高齢者や障害者等の要配慮者の安否を確認する。
- (2) 要配慮者への配慮は、市と自主防災会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア組織等と連携して実施する。